令和５年７月

大気・水質等
常時監視結果
（令和４年度）

第二版

（令和６年３月修正）

兵庫県環境部

環境基本法第 16 条に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気・水質・騒音等についての環境基準が定められています。

県及び国・市は、県内の環境の状況を把握するとともに、この環境基準の達成状況を確認するため、大気汚染防止法等関係法令に基づき、大気、水質、騒音等の常時監視を実施しています。

本書は、令和４年度における大気常時監視測定結果及び水質常時監視測定結果並びに自動車・航空機騒音等の測定結果等をとりまとめたものです。

なお、データは資料編に添付しますので、本編とあわせてご活用ください。

○令和４年度の測定地点数

（１）大気　　一般環境大気測定局 57 局　自動車排出ガス測定局 31 局
　　　　　　　有害大気汚染物質４地点

（２）自動車騒音　27 地点

（３）航空機騒音　12 局

（４）新幹線鉄道騒音　7 地点

（５）公共用水域　河川 39 水域、海域 26 水域、湖沼 1 水域

（６）地下水　　　概況調査 98 地点
　　　　　　　　　継続監視調査（汚染地区調査）79 地区

（７）ダイオキシン類　大気２地点、水質及び底質４地点

（本編）

＜　目　　次　＞

第１　大気汚染の状況

１　一般環境（表１）

(1) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）32 局で測定を行い、昭和 54 年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.001ppm であり、近年低濃度で推移している。（図１－２）

(2) 二酸化窒素

一般局 54 局で測定を行い、平成 11 年度以降、全局で環境基準を達成している。（図１－１）

また、年平均値の全局平均値は、0.009ppm であり、平成８年度以降、減少傾向にある。（図１－２）

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

一般局 53 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。（図１－１）

また、年平均値の全局平均値は、0.014mg/m³であり、減少傾向にある。（図１－２）

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

一般局 40 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は 8.6μg/m³である。なお、注意喚起情報の発信はなかった。

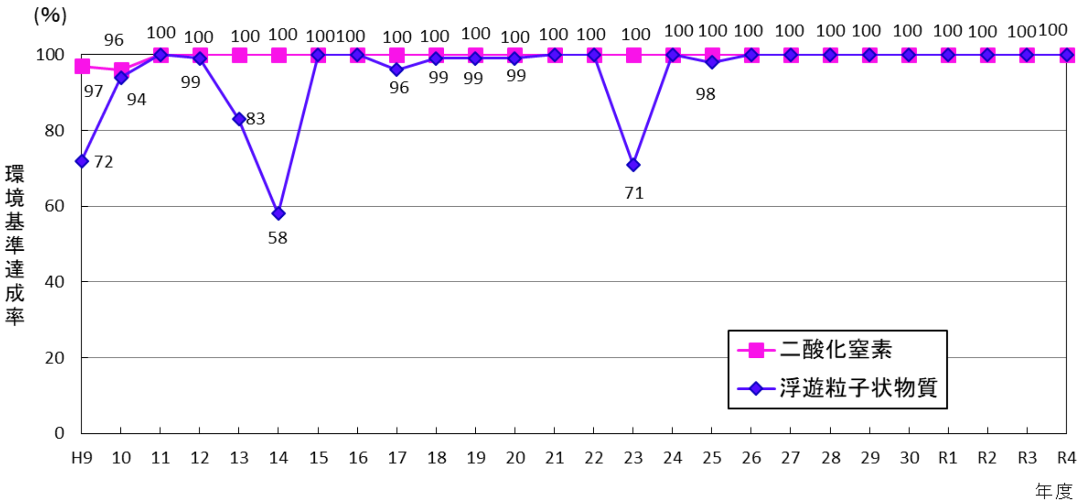

図１－１　環境基準達成状況（一般局）

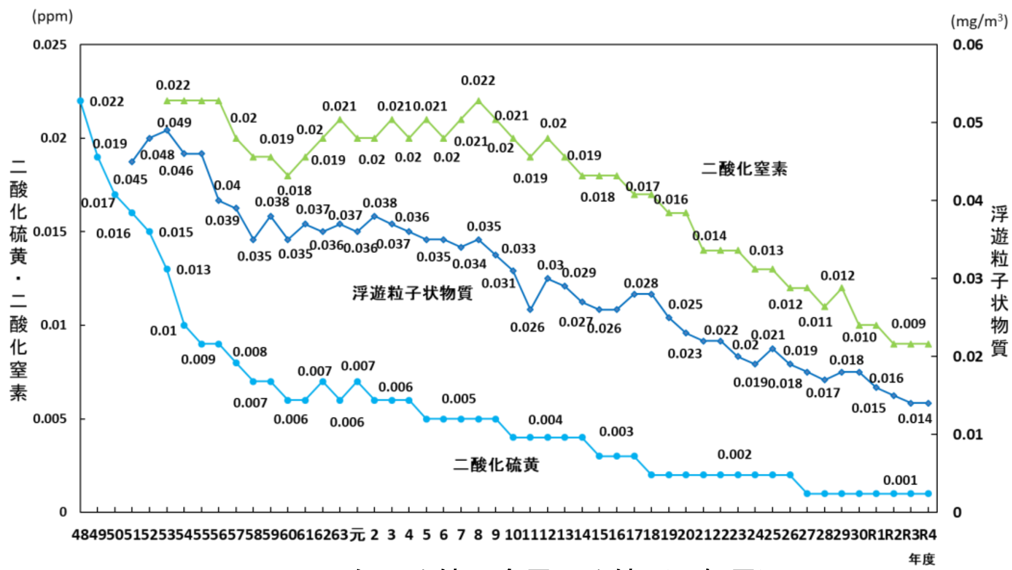

図１－２　年平均値の全局平均値（一般局）

２　自動車排出ガス（表２）

(1) 二酸化窒素

自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）25 局で測定を行い、平成 22 年度以降、全局で環境基準を達成している。（図２－１）

また、年平均値の全局平均値は、0.013ppm であり、平成８年度以降、減少傾向にある。（図２－２）

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）

自排局 26 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。（図２－１）

また、年平均値の全局平均値は、0.014mg/m³ であり、減少傾向にある。（図２－２）

(3) 一酸化炭素

自排局 21 局で測定を行い、昭和 51 年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.3ppm であり、減少傾向にある。（図２－２）

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

自排局 23 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は 9.6μg/m³ である。

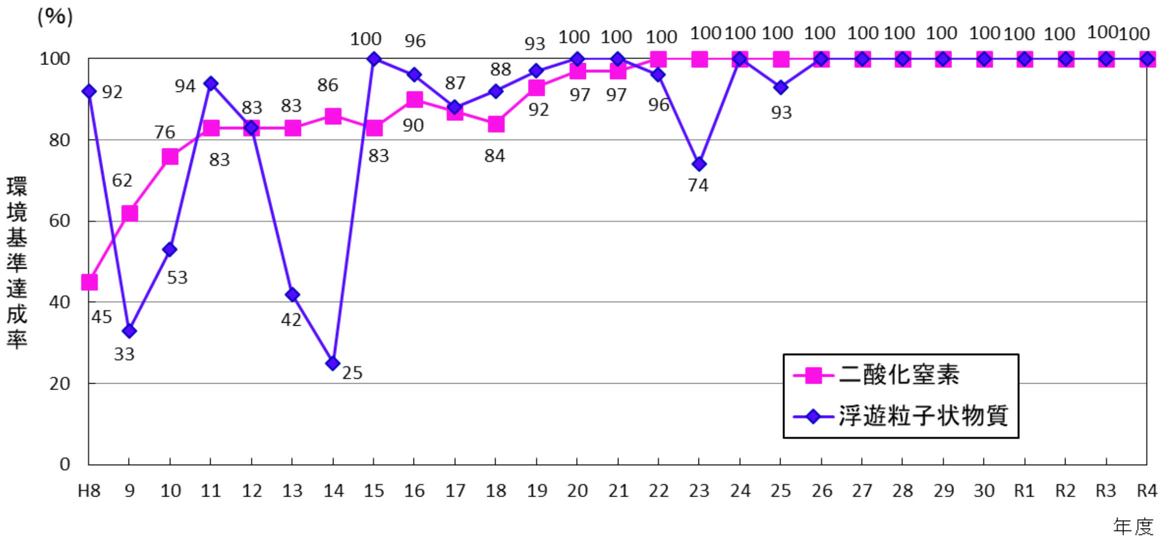

図２－１　環境基準達成状況（自排局）

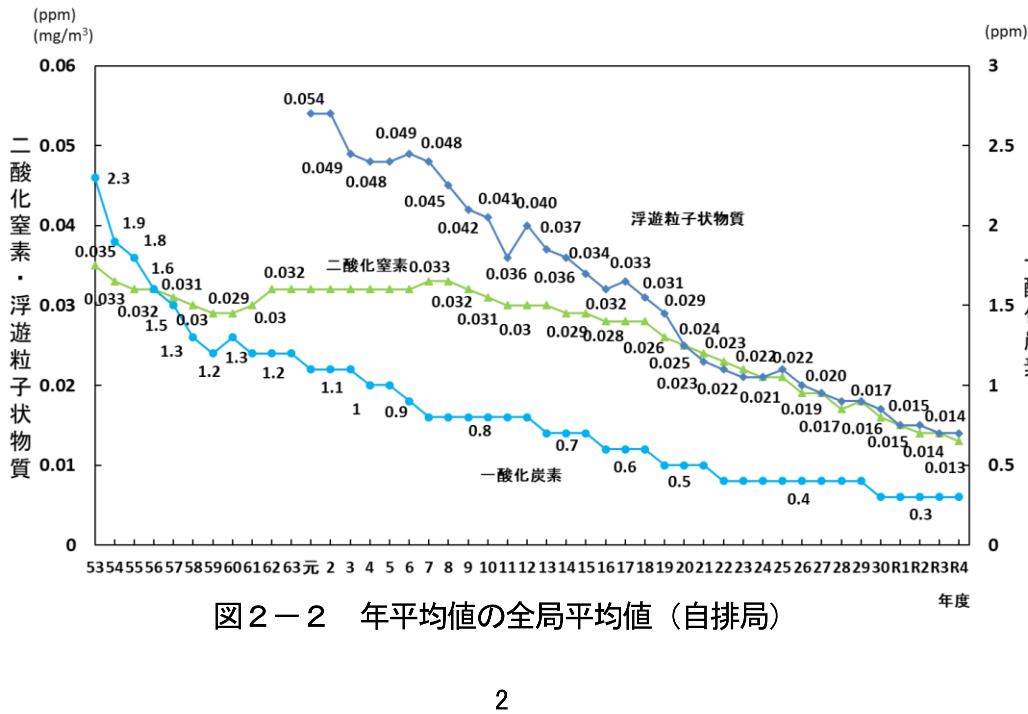

図２－２　年平均値の全局平均値（自排局）

(5) 自動車 NOx・PM 法対策地域の状況

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）対策地域*1が指定され、自動車排出ガス対策の強化が図られている。しかし、対策地域外からの流入車両には自動車 NOx・PM 法が適用されないことから、本県では「環境の保全と創造に関する条例」（平成 16 年 10 月改正施行）に基づき、阪神東南部地域*2において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、改善傾向がみられる。（図３）

＊1：自動車 NOx・PM 法対策地域・・・神戸市、姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

＊2：阪神東南部地域・・・神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

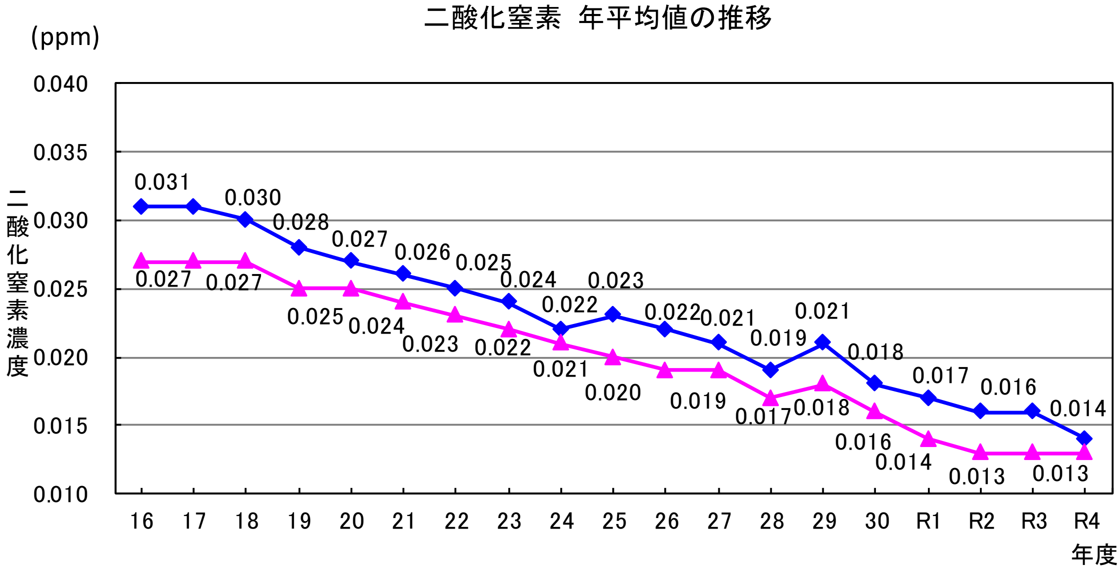

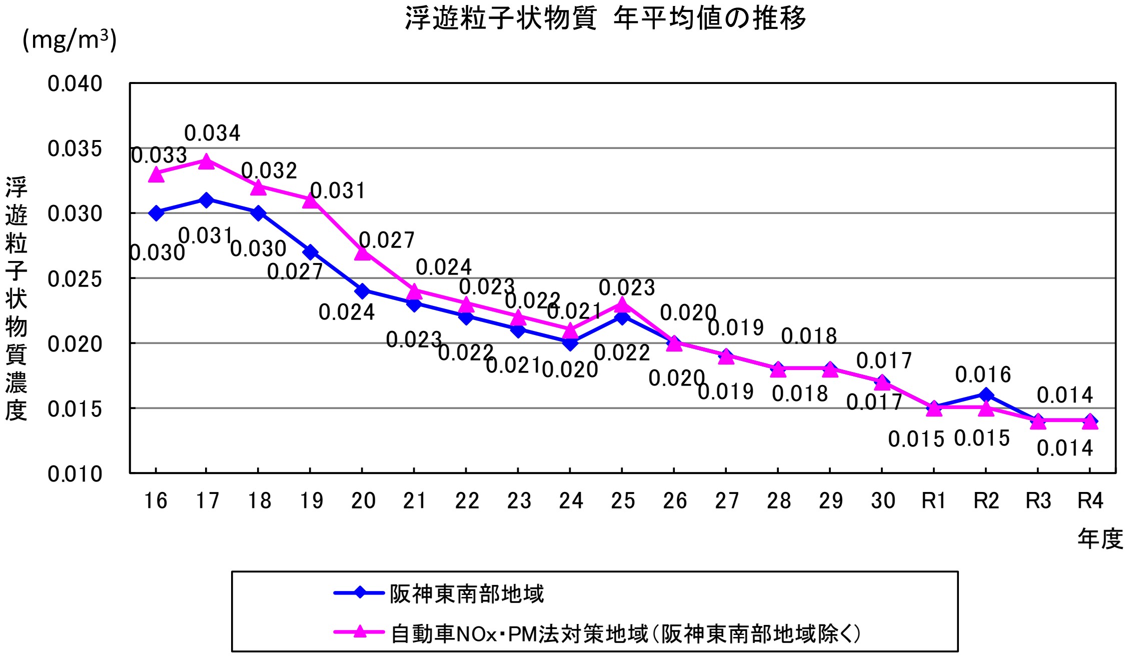

図３　自動車 NOx・PM 法対策地域の状況

３　光化学オキシダント（表３、４）

一般局 48 局で測定を行い、全局で環境基準非達成である（令和３年度は全 48 局で非達成）。

また、全局の昼間の日最高１時間値の年平均値は 0.047ppm である。（図４）

令和４年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は１日であり（令和３年度は０日、図４）、光化学スモッグによる被害届はなかった。

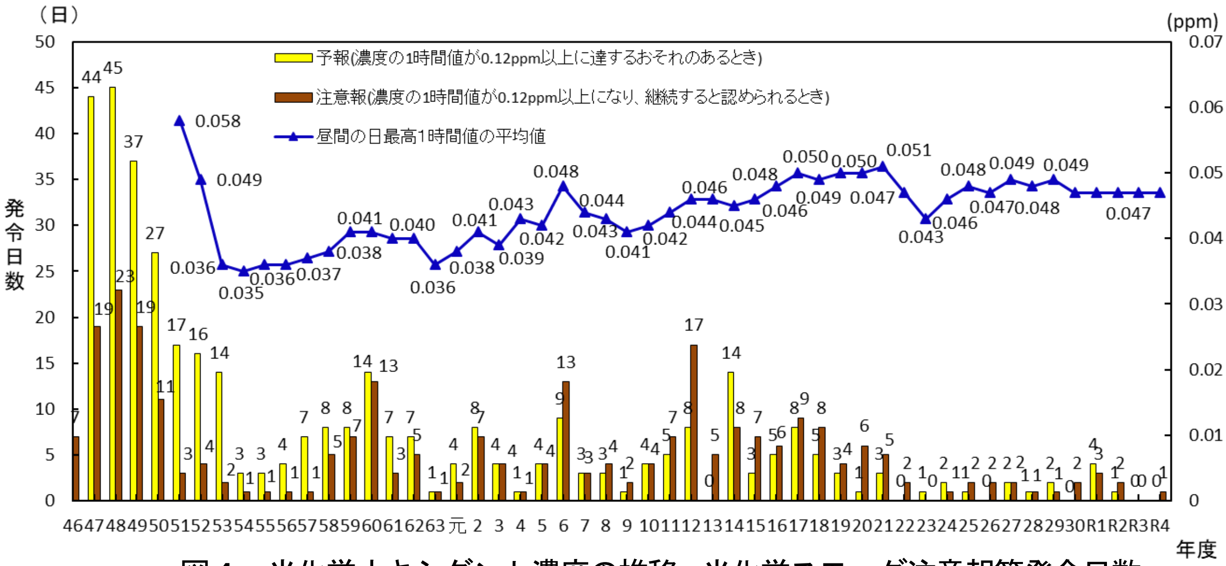

図４　光化学オキシダント濃度の推移・光化学スモッグ注意報等発令日数

４　有害大気汚染物質（表５）

４地点で 21 物質について測定を行った。このうち環境基準が設定されている４物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）は、すべて全地点で環境基準を達成している。

なお、４物質の年平均値の全地点中央値は、ほぼ横ばいの状況にある。（図５）

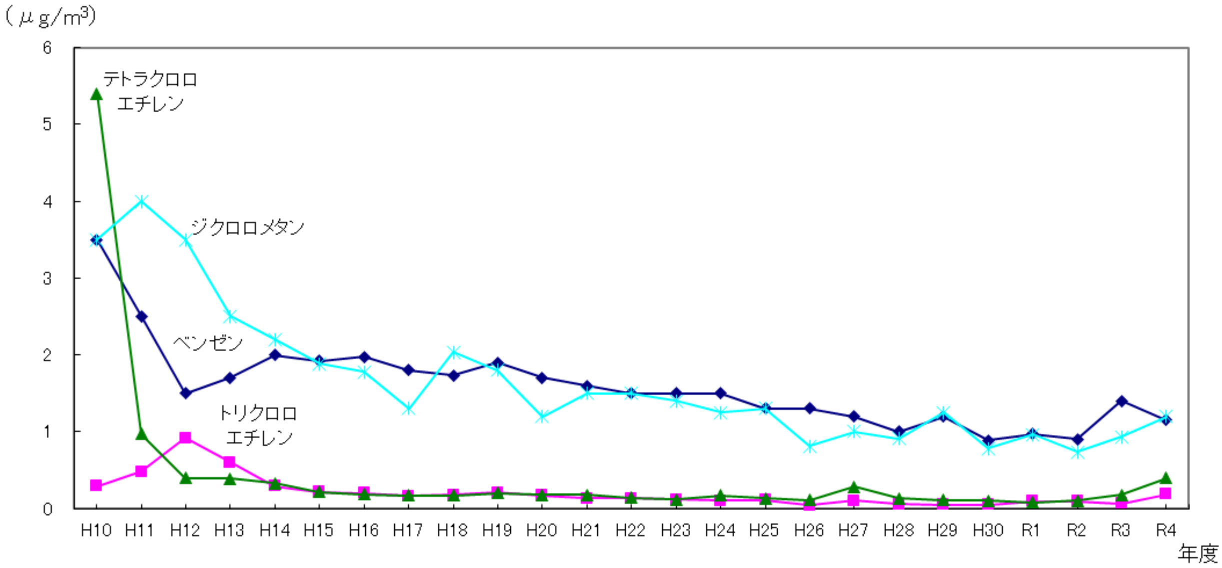

図５　有害大気汚染物質濃度の推移（年平均値の全地点中央値）

５　アスベスト（表６）

一般環境７地点及び道路沿道１地点においてアスベスト濃度のモニタリングを実施した結果、総繊維数濃度で＜0.056～0.12本/Lであり、全国の測定結果と比較して、ほぼ同様であった。

※　アスベストモニタリングマニュアル（環境省）が改訂されたため、平成22年度からは総繊維数を測定（平成21年度までは、アスベスト繊維数を測定（総繊維数＞アスベスト繊維数））

６　酸性雨（表７）

神戸、豊岡における雨水のｐＨの年平均値は4.9、5.0であり、近年、ほぼ横ばいの傾向にある。（図６）

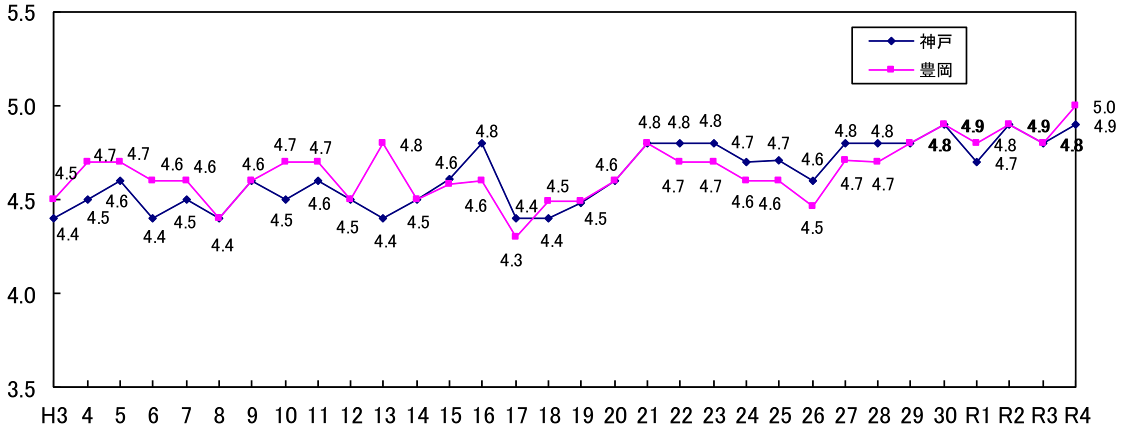

図６　雨水のｐＨの推移

７　微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

一般環境５地点及び道路沿道５地点において、微小粒子状物質（PM2.5）成分分析を実施した結果、有機炭素（OC）と硫酸イオン（SO_4^{2-}）の占める割合が高かった。（図７）

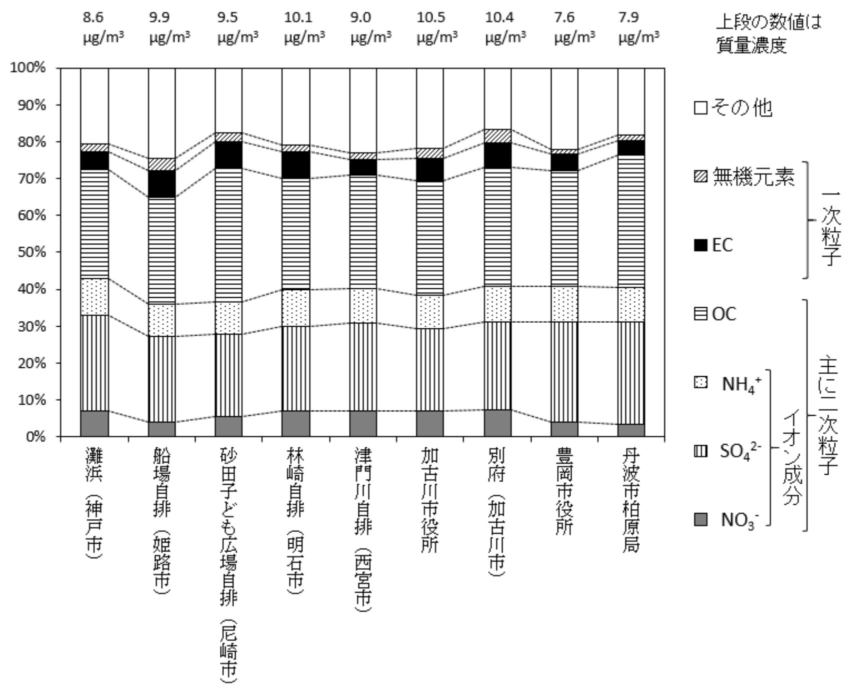

図７　　微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

第２　騒音・振動の状況

１　自動車騒音（表８）

常時監視地点 23 地点中、18 地点において全時間帯（昼・夜）で環境基準を達成している（令和３年度は 32 地点中 28 地点で環境基準を達成）。なお、全時間帯で環境基準を超過している地点は、国道２号（上郡町）、国道 250 号（播磨町）、中国自動車道（佐用町）の３地点である。

常時監視地点以外の４地点では、全時間帯で環境基準を達成している。

２　航空機騒音

(1)　大阪国際空港（表９）

専ら住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では、測定局９局のうち８局で環境基準を達成しており（令和３年度は、９局中８局で達成）、通常の生活を保全する必要がある地域（Ⅱ類型）では測定局２局のうち１局で環境基準を達成していた（令和３年度は、２局で達成）。

過去のデータと比較するため、平成24年度以前の評価方法であるWECPNLの値で比較すると、ほぼ横ばいで推移していたが、令和２年度に新型コロナウイルス感染症の影響により発着便数が減少し、航空機騒音が減少した。令和３年度以降は発着便数が回復傾向にあり、航空機騒音も増加しているが、令和元年度の騒音レベルよりは下回っている。（図８）

大阪国際空港周辺航空機騒音の経年変化

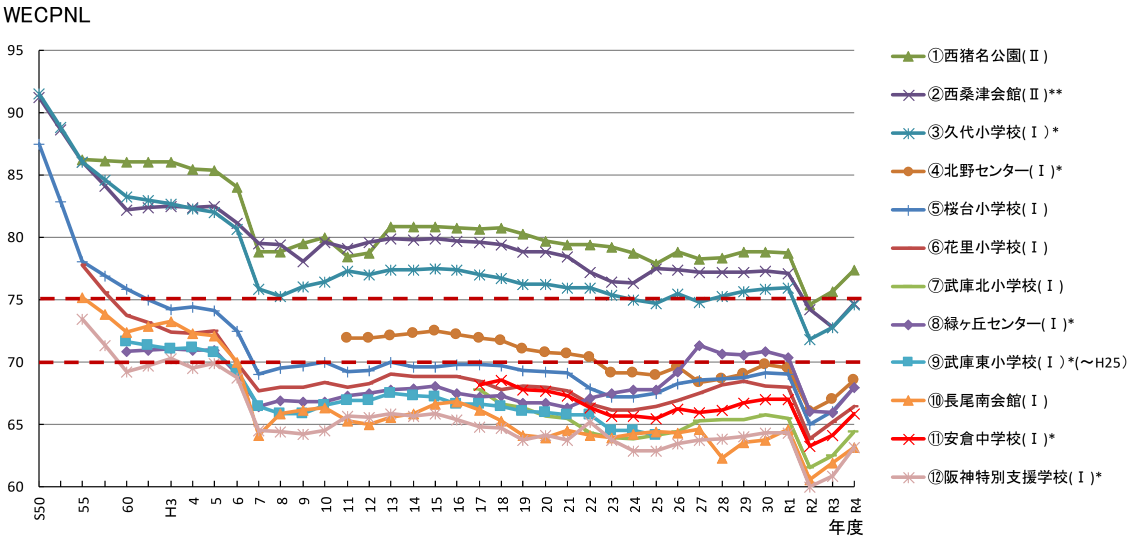

（上図）WECPNLの推移
【WECPNL】
平成24年度までの
環境基準評価指標
　Ⅰ類型　70　WECPNL
　Ⅱ類型　75　WECPNL

（右図）Ldenの推移
【Lden】
平成25年度からの
環境基準評価指標
　Ⅰ類型　57　dB
　Ⅱ類型　62　dB

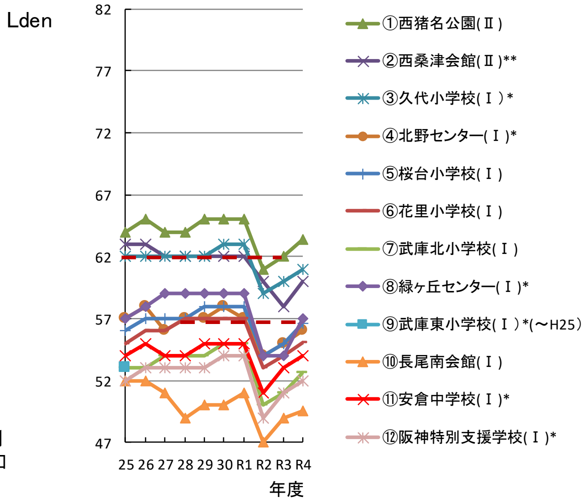

＊の測定局は平成24年度まで国による測定で暦年単位。
　平成25年度からは新関西国際空港(株)による測定で年度単位。
　平成28年度からは関西エアポート㈱による測定で年度単位。
**の測定局は伊丹市による測定で暦年単位。

注：長尾南会館測定局は平成27年7月29日～平成28年6月30日欠測
　　花里小学校測定局は平成30年9月4日～平成31年1月25日、令和２年8月7日欠測

図８　　大阪国際空港周辺の騒音の推移

⑵ 関西国際空港（表10）

関西国際空港の飛行経路の一部は、淡路島の上空を通過しているため、南あわじ市の１地点で航空機騒音の測定を行った。南あわじ市には、航空機騒音に係る環境基準は設定されていないが、Ⅰ類型（住居系地域）の環境基準（Lden 57dB）に比べ低い状況にある。

３　新幹線鉄道騒音、振動（表11）

⑴ 騒音

全７地点中５地点において、主として住居の用に供される地域（Ⅰ類型）の環境基準を達成している（近接軌道中心から25mの地点において評価。令和３年度は全７地点（Ⅰ類型）中６地点で達成）。

なお、全ての地点において、住宅地域に対する暫定目標（75dB）を達成している。

⑵ 振動

全７地点（騒音測定と同地点）において指針値（70dB）を下回っている。

第３　水質汚濁の状況

１　公共用水域

⑴ 健康項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は27項目設定されており、砒素、ふっ素、ほう素を除く24項目で、全ての測定地点で環境基準を達成している。

砒素は、最明寺（さいみょうじ）川の最明寺橋の１地点で、ふっ素は、有馬川の２地点（長尾佐（なぐさ）橋、明治橋）、船坂川の２地点（船坂橋、下田橋下流）、太多田（おただ）川の２地点（蓬莱峡（ほうらいきょう）山荘前、千都（せんと）橋）、座頭谷（ざとうだに）川の１地点（流末）、仁川の３地点（鷲林寺（じゅうりんじ）橋、甲山橋、地すべり資料館横）、天上川の１地点（本町橋）の計11地点、ほう素は、新川の真砂（まさご）橋の１地点で基準値を超過している。砒素とふっ素は地質、ほう素は海水によるもので、いずれも自然的な影響である。

なお、いずれの地点も、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

⑵ 生活環境項目（表12）

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）は、公共用水域の利用目的ごとに類型が指定され、類型ごとに基準値が設定されている。

有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）（河川）及び化学的酸素要求量（COD）（海域及び湖沼）の環境基準達成状況をみると、令和４年度は、河川では39水域全て（環境基準達成率100％）で、海域では26水域中20水域（同77％）で環境基準を達成している。湖沼は１水域で、環境基準を達成しなかった。

長期的には、河川では改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。（図９）

また、県内の瀬戸内海海域の全窒素及び全燐は、平成24年度以降９水域全てで、環境基準を継続して達成している。

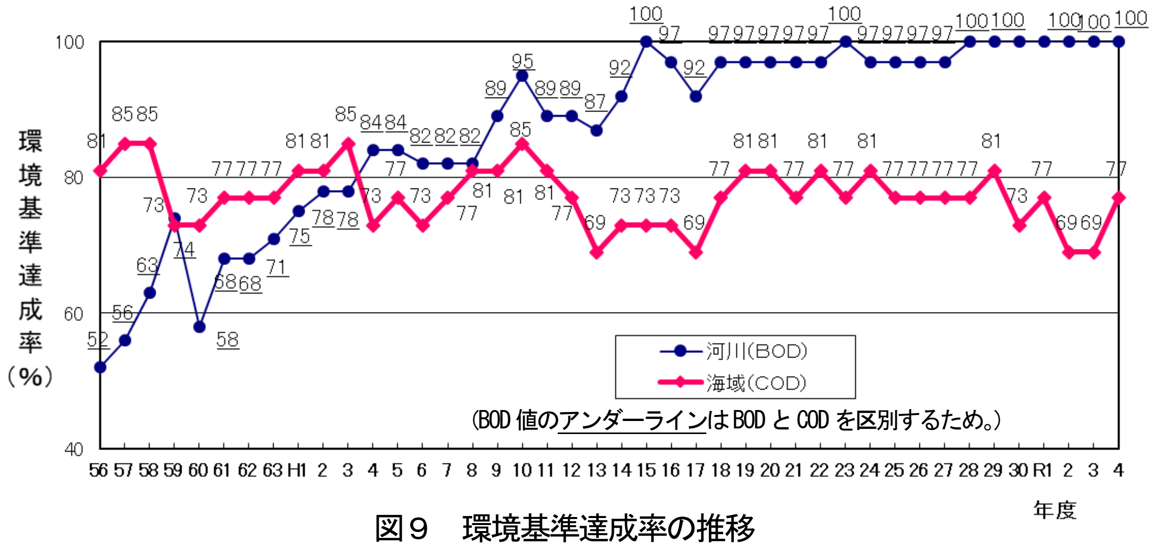

図９　環境基準達成率の推移

（注）環境基準達成率＝$\dfrac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}}$×１００

①　河川（BOD）

河川水質は、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

ア　阪神地域

11 水域全てで環境基準を達成している。

イ　播磨地域

20 水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向である。

ウ　但馬地域

８水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

エ　淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、ほぼ横ばいの傾向である。

②　海域（COD）

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心に COD が環境基準非達成の状態にある。

ア　大阪湾

９水域中６水域で環境基準を達成している。

イ　播磨灘（播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む）

15 水域中 12 水域で環境基準を達成している。

ウ　日本海

２水域全てで環境基準を達成している。

③　海域（全窒素及び全燐）

全窒素及び全燐は全ての水域で環境基準を達成している。

また、令和元年度に環境の保全と創造に関する条例を改正して設定した海域の水質目標値（下限値）は、全窒素が９水域中２水域、全燐が８水域で達成している。

ア　大阪湾

３水域全てで環境基準を達成している。

また、海域の水質目標値（下限値）は、全窒素が２水域、全燐は全水域で達成している。

イ　播磨灘（播磨北西部及び淡路島西部南部海域を含む）

６水域全てで環境基準を達成している。

また、海域の水質目標値（下限値）は、全窒素が、全水域で非達成で、全燐が５水域で達成している。

窒素及び燐は、一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系維持に必要であるとされているが、Ⅱ類型指定水域の県内４水域では、窒素濃度は低下傾向である。このため、兵庫県栄養塩類管理計画（令和４年 10 月策定）に基づき、下水処理場や工場・事業場等からの栄養塩類供給の取組を進めている。（図 10）

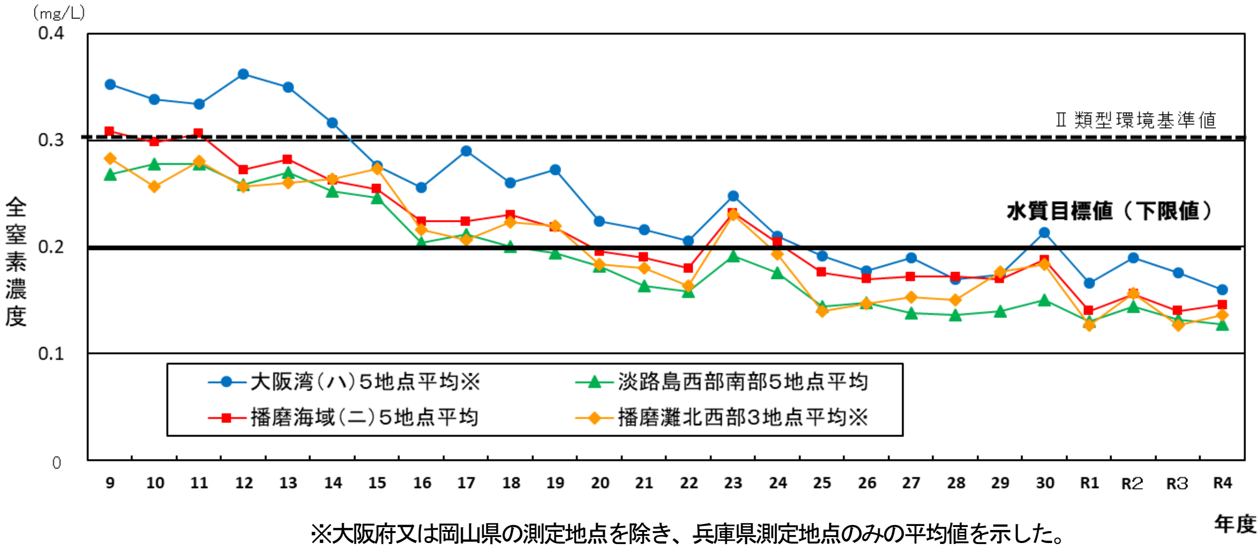

※大阪府又は岡山県の測定地点を除き、兵庫県測定地点のみの平均値を示した。

図 10　Ⅱ類型指定水域別全窒素濃度の推移

④　湖沼（COD 及び全燐）

千苅水源池の COD 及び全燐は、どちらも環境基準非達成であった。

2　地下水（表 13）

(1) 概況調査

地下水の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、98 地点で調査を行い、95 地点で環境基準を達成した（環境基準達成率97%）。

新たに環境基準を超過した地点は、ふっ素が２地点（神戸市北区山田町、西宮市二見町）、鉛が１地点（加古川市志方町上冨木）である。

ふっ素、鉛の超過原因は、地質の影響であると考えられる。いずれの地点も、飲用指導等の対応を行っており、健康影響が生じるおそれはない。以後、継続監視調査等により、監視を継続していくこととしている。

(2) 継続監視調査（汚染地区調査）

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、令和４年度は19 市３町の 79 地区 97 地点(591 検体)で調査を行った。内訳は、鉛(21 検体)、砒素(34 検体)、揮発性有機塩素化合物(492 検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（15 検体)、ふっ素（26 検体)、ほう素（３検体）である。

その結果、鉛１検体、砒素 17 検体、揮発性有機塩素化合物 45 検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素５検体、ふっ素 13 検体、ほう素１検体が環境基準を超過した。

鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。揮発性有機塩素化合物による汚染に対しては、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行っている。原因が究明できた地点は、原因者に対し、浄化対策指導等を行っている。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染に対しては、原因が施肥等に起因すると考えられる地点が多くみられることから、施肥基準等に基づいた適正施肥の実施等の促進や、みどりの食料システム法の認定制度等の活用が図られるよう関係機関と協議している。

第４　ダイオキシン類に関する環境の状況

１　大気（表14）

２地点で測定を行い、すべての地点でダイオキシン類の大気環境基準（年平均0.6pg-TEQ/m^3）を達成している。

また、全地点の平均値は0.010pg-TEQ/m^{3}で、近年、低濃度で推移している。(図11)

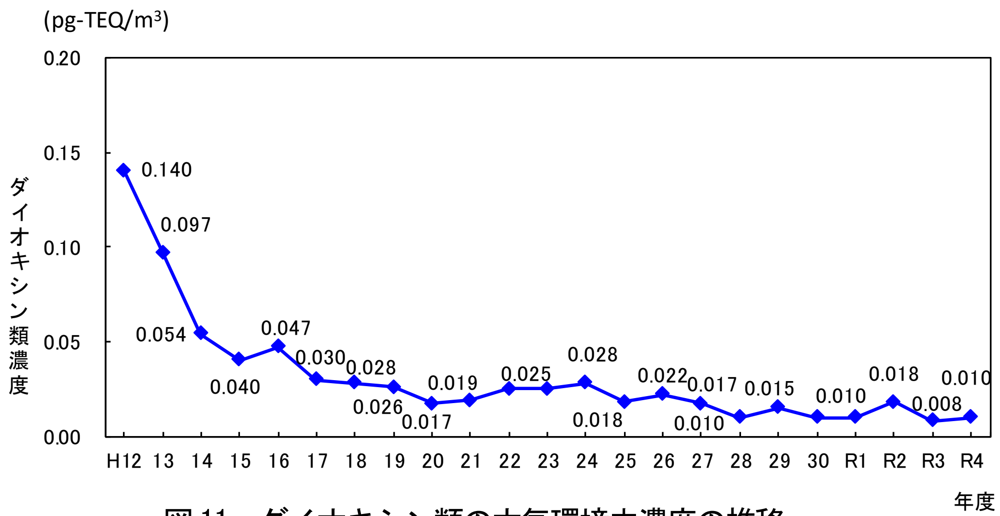

図 11　ダイオキシン類の大気環境中濃度の推移

２　水質及び底質

(1) 水質（表15、表16）

河川２地点及び海域２地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の水質環境基準（1pg-TEQ/L）を達成している。

(2) 底質（表15、表16）

河川２地点及び海域２地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の底質環境基準（150pg-TEQ/ｇ）を達成している。

（資料編）

＜　目　　次　＞

表１　一般環境大気測定局の環境基準達成状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

（１）二酸化硫黄

市町	測定局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年平均値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001
	中部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	南部	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.004	0.004	0.003	0.002	(0.002)	0.002	0.001	0.001	0.001	(0.001)
西宮市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	鳴尾支所	0	0	(0)	—	—	0	0	(0)	—	—	0.005	0.005	(0.003)	—	—	0.002	0.001	(0.001)	—	—
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.002	0.001	0.003	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	浜甲子園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
伊丹市	市役所	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0.002)	—	—	—	—	(0.001)
宝塚市	高司中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
川西市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
神戸市	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.008	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001
	灘浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	兵庫南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.005	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	垂水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	港島	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.007	0.006	—	—	—	0.003	0.002	—	—	—
明石市	二見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	大久保	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.004	0.004	—	—	—	0.001	0.001	—	—	—
	王子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.005	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
播磨町	町役場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
加古川市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.003	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	尾上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.006	0.006	0.005	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001
	別府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.007	0.005	0.006	0.005	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	平荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

【一般環境大気測定局】

市　町	測　定　局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年　平　均　値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
西脇市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
姫路市	八　代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
	広　畑	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0.007)	0.004	0.004	0.004	0.004	(0.002)	0.001	0.001	0.001	0.002
	飾　磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001
	白　浜	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.003	0.003	0.001	0.002	(0.002)	0.001	0.001	0.000	0.001	(0.001)
	御　国　野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	網　干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	飾　西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	香　寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
	林　田	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0.002	0.001	0.001	(0.002)	0.002	0.000	0.000	0.000	(0.000)	0.001
赤穂市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
丹波市	柏　原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.004	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.000
豊岡市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
洲本市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
全測定局平均値																	0.001 [36局]	0.001 [37局]	0.001 [34局]	0.001 [33局]	0.001 [32局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、年間を通じて測定した１日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

3　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。

4　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

（2）二酸化窒素

【一般環境大気測定局】

市町	測定局	日平均値の年間98%値					年平均値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北部	0.038	0.041	0.043	0.038	0.044	0.015	0.015	0.016	0.017	0.017
	中部	0.034	0.032	0.032	0.031	0.032	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013
	南部	0.035	0.032	0.038	0.040	0.043	0.016	0.015	0.015	0.017	0.017
西宮市	市役所	0.030	0.030	0.032	0.029	0.027	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011
	鳴尾支所	0.035	0.032	0.036	0.032	0.034	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015
	瓦木公民館	0.030	0.032	0.031	0.027	0.027	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012
	甲陵中学校	0.025	0.023	0.023	0.020	0.020	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
	山口小学校	0.023	0.022	0.020	0.018	0.017	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008
	浜甲子園	0.033	0.033	0.032	0.029	0.029	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0.020	0.019	0.022	0.019	0.021	0.007	0.007	0.008	0.008	0.008
伊丹市	市役所	0.009	0.009	0.008	0.020	0.021	0.004	0.004	0.003	0.005	0.009
宝塚市	高司中学校	0.025	0.026	0.026	0.022	0.022	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008
川西市	市役所	0.018	0.019	0.022	0.021	0.020	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008
三田市	市役所	0.025	0.019	0.021	0.021	0.018	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007
神戸市	東灘	0.024	0.024	0.024	0.022	0.021	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009
	六甲アイランド	0.032	0.032	0.030	0.032	0.031	0.016	0.015	0.014	0.015	0.014
	住吉南	0.035	0.034	0.034	0.031	0.031	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014
	灘	0.027	0.027	0.027	0.023	0.024	0.011	0.011	0.009	0.009	0.009
	灘浜	0.035	0.035	0.035	0.034	0.031	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014
	兵庫南部	0.030	0.031	0.029	0.026	0.028	0.014	0.014	0.012	0.012	0.012
	長田	0.030	0.030	0.026	0.021	0.024	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010
	須磨	0.034	0.033	0.033	0.029	0.031	0.015	0.014	0.013	0.014	0.014
	白川台	(0.019)	－	－	－	－	(0.010)	－	－	－	－
	垂水	0.029	0.030	0.028	0.026	0.026	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012
	西神	0.020	0.020	0.017	0.015	0.016	0.008	0.008	0.006	0.006	0.006
	南五葉	0.018	0.019	0.018	0.016	0.015	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
	北神	0.021	－	－	－	－	0.008	－	－	－	－
	北神八多	－	－	－	0.021	0.019	－	－	－	0.010	0.010
	港島	0.033	0.034	0.031	0.028	0.031	0.015	0.014	0.013	0.013	0.014
明石市	二見	0.026	0.026	0.023	0.022	0.023	0.011	0.011	0.010	0.010	0.011
	大久保	0.026	0.027	－	－	－	0.013	0.012	－	－	－
	王子	0.028	0.028	0.028	0.025	0.025	0.013	0.012	0.012	0.011	0.012
稲美町	町役場	0.022	0.020	0.021	0.018	0.019	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
播磨町	町役場	0.025	0.025	0.025	0.023	0.021	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010
加古川市	市役所	0.021	0.021	0.023	0.019	0.019	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009
	尾上	0.021	0.021	0.023	0.020	0.021	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
	別府	0.026	0.024	0.026	0.024	0.024	0.014	0.012	0.012	0.012	0.011

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
加古川市	東 神 吉	0.018	0.018	0.018	0.016	0.017	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007
	志方公民館	0.015	0.016	0.015	0.013	0.013	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
	平 荘	0.015	0.014	0.016	0.013	0.014	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
高砂市	市 役 所	0.023	0.022	0.021	0.015	0.020	0.012	0.010	0.009	0.007	0.007
西脇市	市 役 所	0.013	0.013	0.013	0.012	0.014	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
姫路市	八 代	0.018	0.018	0.018	0.016	0.016	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
	広 畑	(0.025)	0.024	0.024	0.021	0.022	(0.013)	0.011	0.010	0.010	0.009
	飾 磨	0.023	0.023	0.023	0.022	0.022	0.011	0.010	0.009	0.010	0.009
	白 浜	0.021	0.021	0.023	0.021	(0.019)	0.010	0.009	0.008	0.009	(0.008)
	御 国 野	0.019	0.018	0.018	0.015	0.017	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
	網 干	0.018	0.016	0.018	0.015	0.015	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	飾 西	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
	香 寺	0.013	0.012	0.012	0.011	0.012	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
	林 田	0.010	0.009	0.011	(0.009)	0.009	0.004	0.004	0.004	(0.004)	0.004
太子町	町 役 場	0.022	0.020	0.019	0.017	0.017	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009
たつの市	市 役 所	0.013	0.013	(0.010)	0.013	0.012	0.006	0.006	(0.006)	0.006	0.005
相生市	市 役 所	0.021	0.020	0.020	0.018	0.018	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
赤穂市	市 役 所	0.017	0.016	0.015	0.013	0.014	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006
丹波市	柏 原	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002
豊岡市	市 役 所	0.005	0.006	0.009	0.008	0.008	0.001	0.003	0.003	0.003	0.003
洲本市	市 役 所	0.016	0.020	0.019	0.014	0.016	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
全測定局平均値							0.010 [55局]	0.010 [55局]	0.009 [53局]	0.009 [54局]	0.009 [54局]

（参考） 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における１日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが 0.06ppm以下であること。」をいう。

2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

3 （ ）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。

4 全測定局平均値は、[ ]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

（３）浮遊粒子状物質

【一般環境大気測定局】

市町	測定局	1時間値が0.20mg／m³を超えた時間数					日平均値が0.10mg／m³を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m³)					年平均値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m3	mg/m3	mg/m3	mg/m3	mg/m³
尼崎市	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.035	0.036	0.028	0.029	0.016	0.013	0.013	0.012	0.013
	中部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.034	0.037	0.031	0.024	0.025	0.017	0.016	0.014	0.013	0.013
	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.040	0.040	0.040	0.029	0.030	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014
西宮市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0.040	0.045	0.037	0.035	0.021	0.017	0.018	0.017	0.016
	鳴尾支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.044	0.041	0.030	0.029	0.022	0.020	0.017	0.013	0.014
	瓦木公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.038	0.037	0.029	0.031	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.043	0.044	0.034	0.033	0.019	0.018	0.017	0.018	0.016
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.038	0.038	0.029	0.029	0.016	0.015	0.016	0.014	0.014
	浜甲子園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.038	0.038	0.030	0.032	0.015	0.014	0.014	0.012	0.014
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.041	0.040	0.031	0.031	0.018	0.016	0.016	0.014	0.014
伊丹市	市役所	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0.039	0.038	0.038	(0.027)	0.029	0.017	0.015	0.013	(0.013)	0.014
宝塚市	高司中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.037	0.042	0.027	0.026	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
川西市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.033	0.034	0.032	0.024	0.028	0.013	0.012	0.013	0.011	0.013
三田市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.036	0.039	0.037	0.026	0.028	0.016	0.014	0.014	0.013	0.014
神戸市	東灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.041	0.038	0.035	0.030	0.029	0.018	0.014	0.014	0.012	0.012
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.041	0.038	0.031	0.034	0.017	0.014	0.014	0.013	0.013
	灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.040	0.037	0.033	0.025	0.025	0.015	0.013	0.012	0.011	0.012
	灘浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.033	0.033	0.026	0.027	0.015	0.011	0.012	0.011	0.011
	兵庫南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.040	0.039	0.032	0.030	0.018	0.015	0.014	0.013	0.012
	長田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.041	0.037	0.038	0.025	0.026	0.017	0.014	0.014	0.012	0.012
	須磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.038	0.038	0.030	0.030	0.016	0.014	0.015	0.012	0.014
	白川台	(0)	−	−	−	−	(0)	−	−	−	−	(0.036)	−	−	−	−	(0.019)	−	−	−	−
	垂水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.041	0.038	0.038	0.031	0.029	0.016	0.014	0.014	0.012	0.012
	西神	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.037	0.036	0.025	0.025	0.016	0.014	0.014	0.012	0.012
	南五葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.035	0.037	0.027	0.027	0.015	0.013	0.014	0.012	0.013
	北神	0	−	−	−	−	0	−	−	−	−	0.038	−	−	−	−	0.014	−	−	−	−
	北神八多	−	−	−	0	0	−	−	−	0	0	−	−	−	0.027	0.028	−	−	−	0.011	0.014
	港島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.041	0.045	0.028	0.030	0.019	0.015	0.015	0.012	0.013
明石市	二見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.056	0.044	0.050	0.043	0.043	0.022	0.019	0.018	0.018	0.018
	大久保	0	0	−	−	−	0	0	−	−	−	0.053	0.038	−	−	−	0.020	0.016	−	−	−
	王子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.046	0.051	0.040	0.039	0.022	0.019	0.018	0.016	0.016
稲美町	町役場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.059	0.061	0.049	0.035	0.035	0.020	0.021	0.018	0.016	0.017
播磨町	町役場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.041	0.049	0.050	0.037	0.031	0.015	0.018	0.017	0.016	0.016
加古川市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.037	0.042	0.031	0.031	0.018	0.015	0.015	0.014	0.014
	尾上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.042	0.047	0.039	0.032	0.022	0.018	0.021	0.021	0.015
	別府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.040	0.047	0.034	0.031	0.018	0.016	0.016	0.014	0.014

【一般環境大気測定局】

市　町	測　定　局	1時間値が0.20mg／m^3を超えた時間数					日平均値が0.10mg／m^3を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m^3)					年　平　均　値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m3	mg/m3	mg/m3	mg/m3	mg/m^3
加古川市	東　神　吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0.037	0.036	0.026	0.027	0.016	0.014	0.013	0.012	0.013
	志方公民館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.040	0.042	0.033	0.031	0.018	0.015	0.016	0.014	0.015
	平　　荘	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.043	0.045	0.032	0.028	0.020	0.018	0.018	0.016	0.013
高砂市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0.036	0.045	0.029	0.029	0.021	0.018	0.020	0.016	0.013
西脇市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.040	0.039	0.027	0.033	0.017	0.015	0.014	0.012	0.014
姫路市	八　　代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.043	0.044	0.033	0.033	0.018	0.016	0.015	0.014	0.014
	広　　畑	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0.048)	0.044	0.041	0.029	0.031	(0.022)	0.017	0.015	0.013	0.015
	飾　　磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0.037	0.039	0.028	0.026	0.018	0.015	0.014	0.012	0.012
	白　　浜	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.051	0.042	0.045	0.032	(0.033)	0.020	0.017	0.017	0.016	(0.017)
	御　国　野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.042	0.049	0.031	0.035	0.021	0.016	0.017	0.014	0.015
	網　　干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.040	0.036	0.039	0.029	0.031	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013
	飾　　西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0.038	0.037	0.027	0.029	0.018	0.014	0.014	0.012	0.013
	香　　寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.036	0.037	0.039	0.027	0.028	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
	林　　田	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0.044	0.039	0.037	(0.028)	0.027	0.017	0.013	0.013	(0.013)	0.012
太子町	町　役　場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.058	0.054	0.037	0.031	0.033	0.019	0.017	0.015	0.014	0.015
たつの市	市　役　所	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0.039	0.040	(0.042)	0.026	0.026	0.015	0.014	(0.017)	0.012	0.012
相生市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.042	0.051	0.031	0.034	0.017	0.015	0.014	0.012	0.012
赤穂市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.043	0.055	0.027	0.030	0.018	0.016	0.015	0.012	0.013
丹波市	柏　　原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.043	0.045	0.035	0.025	0.027	0.023	0.022	0.018	0.012
豊岡市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.036	0.038	0.027	0.029	0.018	0.015	0.015	0.013	0.014
洲本市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.040	0.037	0.035	0.031	0.033	0.018	0.016	0.015	0.015	0.016
全測定局平均値																	0.018 [54局]	0.016 [54局]	0.015 [52局]	0.014 [52局]	0.014 [53局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した１日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が0.10mg/m^3以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m^3を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2　この表において、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m^3を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。

3　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

4　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。

5　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

（4）微小粒子状物質

【一般環境大気測定局】

市町	測定局	設置主体	日平均値の年間98%値					年平均値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			μg/m^3	μg/m^3	μg/m^3	μg/m^3	μg/m^3	μg/m^3	μg/m^3	μg/m^3	μg/m^3	μg/m^3
尼崎市	中部	国	29.8	26.2	28.7	22.4	22.3	13.3	11.6	11.1	10.1	10.8
西宮市	浜甲子園	市	25.4	23.3	25.7	20.8	20.3	10.8	10.2	10.6	8.8	8.9
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	県	24.7	21.2	23.7	16.7	16.7	9.3	7.7	7.5	6.1	6.3
伊丹市	市役所	県	25.3	21.5	23.2	17.9	15.6	10.2	8.6	8.5	7.5	6.5
宝塚市	高司中学校	県	26.0	23.2	24.3	17.2	16.7	10.0	8.7	8.0	6.9	7.0
川西市	市役所	県	22.1	13.7	22.3	14.8	14.9	7.2	5.7	7.1	5.3	5.4
三田市	市役所	県	24.1	18.5	23.4	15.7	16.6	9.4	6.7	7.2	6.2	6.7
神戸市	東灘	市	26.4	24.5	24.4	16.5	18.5	11.6	10.3	9.5	7.6	8.8
	六甲アイランド	市	25.8	21.9	23.2	19.1	18.5	10.7	9.1	9.1	8.2	8.5
	灘	市	25.1	24.3	24.8	20.9	19.7	10.6	9.4	9.6	9.1	9.2
	灘浜	市	25.0	23.1	25.9	19.8	19.1	11.2	10.0	10.0	8.7	8.2
	兵庫南部	市	28.5	27.2	27.4	23.1	22.2	12.5	11.4	10.9	9.7	9.5
	長田	市	25.4	23.6	24.2	21.0	18.1	11.0	9.6	9.4	8.5	8.4
	須磨	市	28.5	28.2	29.6	23.8	21.7	13.7	12.3	12.1	11.2	10.5
	白川台	市	(25.1)	―	―	22.9	20.5	(13.6)	―	―	9.1	9.1
	垂水	市	25.9	23.5	23.8	22.3	22.6	10.9	10.0	9.1	9.5	10.3
	西神	市	31.5	27.1	29.7	22.7	21.8	13.6	11.7	10.8	9.5	10.2
	南五葉	市	26.0	23.2	26.0	21.7	19.4	10.3	9.1	9.8	8.9	8.7
	北神	市	24.1	―	―	―	―	9.7	―	―	―	―
	北神八多	市	―	―	―	20.2	19.7	―	―	―	9.5	9.7
	港島	市	27.7	27.8	28.7	24.7	22.1	12.9	11.6	11.5	11.3	9.4
明石市	二見	市	32.4	25.3	29.5	26.8	25.0	13.0	11.0	10.8	10.5	10.8
	王子	市	29.9	24.5	26.5	22.6	23.0	12.1	10.6	10.0	9.3	10.1
稲美町	町役場	県	31.5	27.4	30.9	24.1	24.1	12.7	11.7	10.8	9.6	10.5
播磨町	町役場	県	29.7	26.8	31.7	22.5	21.5	11.8	10.9	10.5	8.3	9.3

【一般環境大気測定局】

市　町	測　定　局	設置主体	日平均値の年間98%値					年　平　均　値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$
加古川市	市役所	市	× 36.8	33.0	30.3	21.3	21.8	14.8	13.2	10.7	9.2	9.8
	別府	市	× 38.6	31.6	31.7	26.3	24.8	× 16.8	14.4	13.3	13.0	11.1
	志方公民館	市	31.6	26.0	30.0	22.9	25.0	12.6	11.2	11.1	10.2	10.7
高砂市	市役所	県	31.2	27.8	31.8	23.5	27.2	13.3	12.8	12.1	10.9	12.2
西脇市	市役所	県	28.7	24.1	25.6	15.5	15.1	9.8	8.4	7.7	5.8	5.3
姫路市	広畑	市	(33.0)	25.8	32.3	24.2	23.0	(14.8)	10.6	13.5	11.3	9.7
	白浜	市	32.7	28.8	30.3	21.4	(19.8)	12.8	12.0	11.8	9.4	(8.7)
	御国野	市	30.9	26.7	30.3	19.8	19.0	12.2	10.9	10.7	8.0	8.2
	網干	市	30.9	25.5	28.8	20.1	21.4	11.4	9.6	9.4	8.7	9.6
	飾西	市	28.6	24.8	27.3	17.9	20.0	10.9	9.4	10.5	7.5	8.9
太子町	町役場	県	28.2	25.4	27.9	17.7	19.0	10.5	8.9	8.3	7.4	6.9
たつの市	市役所	県	27.0	23.6	(29.7)	17.6	17.0	9.8	8.4	(9.5)	6.2	5.9
相生市	市役所	県	28.4	24.1	25.9	17.0	18.0	9.9	8.6	7.9	6.6	6.0
赤穂市	市役所	県	28.0	24.5	25.8	18.6	18.0	10.1	8.9	8.4	6.9	6.9
丹波市	柏原	県	27.2	23.3	22.9	15.5	17.9	9.5	8.0	7.5	5.8	6.4
豊岡市	市役所	県	29.5	24.8	23.9	19.3	19.2	12.9	10.6	10.0	8.9	9.0
洲本市	市役所	県	21.8	19.6	15.5	13.9	13.0	8.3	6.7	5.3	5.1	4.7
全測定局平均値								11.4 [39局]	10.0 [39局]	9.8 [38局]	8.5 [41局]	8.6 [40局]

（参考）　1　環境基準の達成とは、「１年平均値が15$\mu g/m^3$以下であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35$\mu g/m^3$以下であること。」をいう。

2　この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。

3　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

4　（　）は、有効測定日数（250日/年）に達していない局の値を示す。

5　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定日数（250日/年）に達していない局の年平均値を除いて算定した。

表２　自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

（１）二酸化窒素

市　町	測　定　局	設置主体	道　　　路	日平均値の年間98%値					年　平　均　値				
				平成30年度 ppm	令和元年度 ppm	令和2年度 ppm	令和3年度 ppm	令和4年度 ppm	平成30年度 ppm	令和元年度 ppm	令和2年度 ppm	令和3年度 ppm	令和4年度 ppm
尼崎市	武　庫　川	市	国道４３号	0.051	0.052	0.051	0.048	0.038	0.026	0.025	0.025	0.023	0.017
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0.035	0.035	0.033	0.039	0.035	0.018	0.017	0.015	0.016	0.019
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0.034	0.034	0.034	0.031	0.031	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	0.035	0.032	0.033	0.031	0.026	0.018	0.017	0.016	0.016	0.013
	浜　　田	市	国　道　２　号	0.034	0.033	0.035	0.031	0.031	0.016	0.014	0.015	0.014	0.013
	園和小学校	市	市道尼崎豊中線	0.032	0.029	0.029	0.026	0.027	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012
西宮市	六　湛　寺	市	国　道　２　号	0.031	0.031	0.030	0.028	0.028	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012
	津　門　川	市	国道４３号	0.035	0.036	0.036	0.032	0.030	0.016	0.016	0.015	0.015	0.013
	河　　原	市	国道171号	0.031	0.030	0.031	0.027	―	0.014	0.012	0.012	0.011	―
	甲　子　園	市	国道４３号	0.038	0.036	0.036	0.033	0.032	0.020	0.018	0.017	0.017	0.016
	塩　　瀬	市	国道176号	0.037	0.034	0.034	0.030	0.030	0.020	0.019	0.017	0.015	0.015
芦屋市	打　　出	県	国道４３号	0.039	0.040	0.037	0.035	(0.036)	0.020	0.019	0.018	0.018	(0.018)
伊丹市	緑　ケ　丘	県	国道171号	0.036	0.036	0.034	0.032	(0.028)	0.021	0.021	0.019	0.018	(0.016)
宝塚市	栄　　町	県	国道176号	0.038	0.038	0.035	0.032	0.031	0.023	0.021	0.019	0.018	0.017
川西市	加　　茂	県	県道尼崎池田線	0.028	0.028	0.027	0.025	0.025	0.014	0.014	0.012	0.011	0.011
神戸市	魚崎(東部)	市	国道４３号	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016
	西　　部	市	阪神高速道路	―	0.036	0.031	0.026	0.027	―	0.014	0.014	0.014	0.013
	垂　　水	市	国　道　２　号	0.037	0.036	0.033	0.031	0.030	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016
	北　　神	市	中国自動車道	0.025	0.022	0.023	―	―	0.013	0.012	0.011	―	―
	中　　部	市	国　道　２　号	0.035	0.036	0.032	0.029	0.029	0.018	0.017	0.015	0.015	0.015
	西	市	国道175号	0.030	0.027	0.030	0.025	0.025	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013
明石市	林　　崎	市	県道明石高砂線	(0.033)	―	―	―	―	(0.018)	―	―	―	―
	小　久　保	市	国　道　２　号	0.033	0.032	0.032	0.027	0.027	0.018	0.017	0.016	0.015	0.015
加古川市	平　　岡	市	国道2号(加古川ﾊﾞｲﾊﾟｽ)	0.029	0.027	0.026	0.024	0.024	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011
	鳩　　里	市	国道250号(明姫幹線)	0.022	0.021	0.024	0.020	0.022	0.012	0.010	0.010	0.010	0.009
高砂市	中　　島	県	国道250号(明姫幹線)	0.024	0.024	0.024	0.023	(0.022)	0.013	0.012	0.011	0.010	(0.011)
小野市	上　本　町	県	県道加古川小野線	0.021	0.019	0.020	0.019	0.020	0.011	0.010	0.009	0.010	0.009
姫路市	船　　場	市	国　道　２　号	0.021	0.020	0.021	0.019	0.019	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009
	飾　　磨	市	県道姫路港線	0.024	0.023	0.024	0.023	0.022	0.012	0.011	0.010	0.011	0.010
相生市	池　之　内	県	国　道　２　号	0.031	0.025	0.037	0.023	0.024	0.017	0.015	0.018	0.013	0.012
豊岡市	小　尾　崎	県	国道312号	0.009	0.009	0.010	0.008	0.026	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
全測定局平均値									0.016 [29局]	0.015 [30局]	0.014 [30局]	0.014 [29局]	0.013 [25局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における１日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが 0.06ppm以下であること。」をいう。
2　この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
3　「―」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
4　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。
5　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

（２）　浮遊粒子状物質

【自動車排出ガス測定局】

市町	測定局	設置主体	道路	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数					日平均値が0.10mg/m³を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m³)					年平均値				
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³
尼崎市	武庫川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.039	0.039	0.031	0.031	0.017	0.016	0.016	0.014	0.014
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.033	0.039	0.030	0.031	0.018	0.014	0.016	0.014	0.016
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.040	0.042	0.032	0.034	0.019	0.016	0.017	0.016	0.016
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	－	(0)	0	0	0	－	(0)	0	0	0	－	(0.031)	0.040	0.030	0.031	－	(0.013)	0.016	0.014	0.015
西宮市	六湛寺	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.028	0.039	0.038	0.031	0.033	0.011	0.016	0.016	0.014	0.015
	津門川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.038	0.039	0.029	0.027	0.017	0.015	0.016	0.014	0.014
	河原	市	国道１７１号	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.037	0.037	0.038	0.031	－	0.016	0.015	0.016	0.014	―
	甲子園	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.041	0.037	0.031	0.029	0.017	0.015	0.014	0.012	0.013
	塩瀬	市	国道１７６号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.035	0.036	0.037	0.026	0.026	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
芦屋市	打出	県	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.037	0.033	0.026	0.028	0.015	0.013	0.013	0.011	0.012
伊丹市	緑ケ丘	県	国道１７１号	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.042	0.041	0.044	0.039	(0.034)	0.019	0.016	0.018	0.018	(0.018)
宝塚市	栄町	県	国道１７６号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.041	0.038	0.039	0.029	0.030	0.017	0.016	0.016	0.014	0.015
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.034	0.035	0.025	0.027	0.016	0.014	0.013	0.011	0.014
神戸市	魚崎（東部）	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0.035	0.027	0.021	0.023	0.013	0.012	0.009	0.008	0.011
	西部	市	阪神高速道路	－	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.033	0.038	0.029	0.027	－	0.013	0.014	0.013	0.013
	垂水	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.040	0.040	0.028	0.028	0.019	0.016	0.016	0.012	0.012
	北神	市	中国自動車道	0	1	0	－	－	0	0	0	－	－	0.035	0.044	0.039	－	－	0.014	0.013	0.012	－	―
	中部	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.038	0.039	0.031	0.032	0.016	0.014	0.015	0.014	0.015
	西	市	国道１７５号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.036	0.038	0.027	0.025	0.016	0.014	0.015	0.013	0.013
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.047	0.052	0.039	0.040	0.014	0.019	0.018	0.017	0.017
	小久保	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.041	0.038	0.028	0.027	0.017	0.017	0.014	0.012	0.012
加古川市	平岡	市	国道２号（加古川バイパス）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.047	0.047	0.033	0.033	0.020	0.018	0.017	0.014	0.015
	鳩里	市	国道２５０号（明姫幹線）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.041	0.042	0.033	0.034	0.016	0.016	0.016	0.015	0.015
高砂市	中島	県	国道２５０号（明姫幹線）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.035	0.046	0.034	0.035	0.018	0.016	0.019	0.015	0.018
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0.039	0.042	0.030	0.031	0.019	0.018	0.016	0.015	0.016
姫路市	船場	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0.039	0.042	0.032	0.032	0.017	0.015	0.016	0.015	0.015
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.039	0.037	0.028	0.032	0.017	0.016	0.015	0.014	0.015
相生市	池之内	県	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.041	0.041	0.029	0.035	0.019	0.017	0.017	0.015	0.016
豊岡市	小尾崎	県	国道　３１２　号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.036	0.031	0.038	0.021	0.023	0.014	0.012	0.011	0.008	0.009
全測定局平均値																			0.017 [27局]	0.015 [28局]	0.015 [29局]	0.014 [28局]	0.014 [26局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2　この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。

3　「—」印は、測定局未設置等のため,データがないことを示す。

4　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。

5　全測定局平均値は、[ ]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

（３）一酸化炭素

【自動車排出ガス測定局】

市町	測定局	設置主体	道路	8時間平均値が20ppmを超えた回数					日平均値が10ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年平均値				
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	武庫川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	国設尼崎自排	国	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
西宮市	六湛寺	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
	津門川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	河原	市	国道１７１号	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.5	0.5	0.5	0.5	－	0.3	0.3	0.3	0.3	－
	甲子園	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
	塩瀬	市	国道１７６号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
芦屋市	打出	県	国道４３号	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0.5	0.5	0.5	(0.5)	0.4	0.3	0.3	0.3	(0.3)	0.3
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道１７１号	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.7	0.7	0.6	0.5	(0.5)	0.4	0.4	0.4	0.4	(0.3)
宝塚市	栄町	県	国道１７６号	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0.5	(0.4)	0.5	0.5	0.5	0.6	(0.1)	0.3	0.3	0.3
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
神戸市	垂水	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	北神	市	中国自動車道	0	0	0	－	－	0	0	0	－	－	0.6	0.6	0.6	－	－	0.4	0.3	0.3	－	－
	中部	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4	0.4	0.6	0.5	0.6	0.2	0.1	0.2	0.3	0.3
	小久保	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
加古川市	平岡	市	国道２号（加古川ﾊﾞｲﾊﾟｽ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
高砂市	中島	県	国道250号（明姫幹線）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2
姫路市	船場	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
相生市	池之内	県	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4	0.4	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.2	0.3
豊岡市	小尾崎	県	国道３１２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.2	0.3
全測定局平均値																			0.4 [24局]	0.3 [23局]	0.3 [24局]	0.3 [22局]	0.3 [21局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した１日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

3　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。

4　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

（４）微小粒子状物質

【自動車排出ガス測定局】

市町	測定局	設置主体	道路	日平均値の年間98%値					年平均値				
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$	$\mu g/m^3$
尼崎市	国設尼崎自排	国	国道４３号	30.1	29.0	28.8	22.7	22.0	14.0	12.9	12.5	10.9	11.1
	武庫川	市	国道４３号	―	24.4	26.2	21.5	20.7	―	10.7	10.3	9.2	9.5
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	26.5	23.0	28.1	22.5	22.8	12.2	10.4	11.2	9.9	10.8
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	28.3	26.2	27.5	21.7	21.9	12.2	10.7	10.8	9.6	9.9
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	―	(19.5)	26.5	20.5	20.5	―	(9.5)	9.5	8.5	8.6
西宮市	津門川	市	国道４３号	31.2	26.3	28.0	21.8	19.1	13.5	11.3	11.0	9.6	9.0
	河原	市	国道１７１号	27.5	24.8	28.5	22.0	―	11.2	10.4	10.3	9.1	―
	甲子園	市	国道４３号	26.3	24.5	23.9	21.0	20.0	10.3	9.6	8.1	7.9	8.8
	塩瀬	市	国道１７６号	23.2	21.0	23.9	16.7	16.2	8.4	7.3	7.9	7.0	7.0
芦屋市	打出	県	国道４３号	28.7	26.8	25.3	23.3	21.3	12.6	11.1	10.1	9.4	9.6
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道１７１号	31.3	26.6	28.1	22.9	(21.0)	14.7	11.8	11.4	10.6	(10.5)
宝塚市	栄町	県	国道１７６号	26.1	24.1	26.7	19.7	19.0	11.5	10.1	9.7	8.6	9.4
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	25.1	22.0	22.9	17.8	18.8	10.8	8.7	8.9	8.1	8.7
神戸市	魚崎（東部）	市	国道４３号	29.3	27.4	30.5	23.4	20.4	12.8	12.5	11.5	10.8	8.9
	西部	市	阪神高速道路	―	22.7	27.4	21.8	20.3	―	10.1	11.0	9.5	9.1
	垂水	市	国道２号	31.1	29.8	30.8	24.0	24.5	14.6	13.4	13.4	11.5	11.7
	北神	市	中国自動車道	(24.8)	24.0	27.3	―	―	(12.6)	11.0	10.5	―	―
	西	市	国道１７５号	30.1	28.7	30.0	23.7	22.1	14.1	12.7	12.2	11.4	10.4
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	34.0	26.5	26.5	21.5	22.5	14.1	10.9	9.9	8.9	9.4
加古川市	平岡	市	国道２号（加古川バイパス）	32.8	26.6	28.5	25.8	23.5	13.2	11.4	11.0	10.8	10.5
高砂市	中島	県	国道250号（明姫幹線）	31.0	27.6	31.2	22.3	24.7	13.0	12.1	11.3	10.3	11.6
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	28.4	24.3	29.2	21.9	21.5	11.5	10.9	10.2	9.2	9.8
姫路市	船場	市	国道２号	33.7	29.7	31.4	21.2	21.4	13.0	11.5	12.3	8.7	9.2
	飾磨	市	県道姫路港線	32.5	28.1	30.8	22.5	25.1	12.3	11.4	11.1	10.4	10.6
相生市	池之内	県	国道２号	26.1	26.2	28.4	19.8	22.0	11.0	10.3	9.9	8.7	9.9
豊岡市	小尾崎	県	国道３１２号	26.6	20.3	21.1	18.9	18.0	10.3	8.6	8.5	7.8	8.0
全測定局平均値									12.3 [22局]	10.9 [25局]	10.6 [26局]	9.5 [25局]	9.6 [23局]

（参考）
1　環境基準の達成とは、「１年平均値が15 $\mu g/m^3$ 以下であり、かつ、１年間における１日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35 $\mu g/m^3$ 以下であること。」をいう。
2　この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。
3　「―」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
4　（　）は、有効測定日数（250日/年）に達していない局の値を示す。
5　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定日数（250日/年）に達していない局の年平均値を除いて算定した。
6　平成30年度までの尼崎市武庫川測定局の自動測定機は等価性評価試験に適合していなかったため、環境基準の判定から除外している。

表３　光化学オキシダントの環境基準達成状況

市町	測定局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)				
		平成30年度 時間数	令和元年度 時間数	令和2年度 時間数	令和3年度 時間数	令和4年度 時間数	平成30年度 ppm	令和元年度 ppm	令和2年度 ppm	令和3年度 ppm	令和4年度 ppm	平成30年度 ppm	令和元年度 ppm	令和2年度 ppm	令和3年度 ppm	令和4年度 ppm
尼崎市	北部	(177)	(338)	(269)	(280)	(302)	(0.033)	(0.038)	(0.037)	(0.037)	(0.036)	(0.047)	(0.054)	(0.052)	(0.052)	(0.050)
	中部	252	325	208	62	317	0.031	0.032	0.031	0.031	0.033	0.045	0.048	0.044	0.043	0.046
	南部	(277)	(300)	(215)	(239)	(301)	(0.034)	(0.036)	(0.035)	(0.035)	(0.036)	(0.050)	(0.054)	(0.050)	(0.050)	(0.050)
西宮市	市役所	239	208	179	185	227	0.031	0.031	0.032	0.032	0.032	0.045	0.044	0.045	0.045	0.045
	鳴尾支所	364	379	334	374	428	0.032	0.033	0.033	0.034	0.034	0.047	0.048	0.048	0.049	0.049
	瓦木公民館	234	236	256	266	322	0.031	0.033	0.034	0.034	0.033	0.044	0.047	0.047	0.047	0.046
	甲陵中学校	248	234	303	232	310	0.029	0.034	0.035	0.036	0.035	0.041	0.047	0.048	0.048	0.047
	山口小学校	376	436	339	302	352	0.034	0.035	0.035	0.035	0.034	0.048	0.049	0.048	0.048	0.047
	浜甲子園	295	279	234	282	273	0.033	0.033	0.033	0.034	0.033	0.047	0.047	0.047	0.047	0.046
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	322	344	323	250	268	0.036	0.037	0.037	0.037	0.035	0.048	0.049	0.049	0.048	0.046
伊丹市	市役所	359	325	359	230	217	0.031	0.032	0.034	0.030	0.031	0.044	0.047	0.048	0.043	0.043
宝塚市	高司中学校	351	325	352	219	265	0.035	0.035	0.035	0.034	0.034	0.049	0.048	0.048	0.047	0.046
川西市	市役所	279	295	119	64	257	0.030	0.031	0.028	0.028	0.032	0.044	0.044	0.042	0.041	0.045
三田市	市役所	325	351	238	242	337	0.032	0.032	0.032	0.032	0.033	0.047	0.045	0.046	0.045	0.047
神戸市	東灘	181	231	229	205	211	0.032	0.033	0.033	0.034	0.033	0.044	0.046	0.045	0.046	0.044
	灘	321	297	334	279	329	0.034	0.034	0.035	0.036	0.035	0.048	0.047	0.047	0.048	0.047
	兵庫南部	223	182	133	169	282	0.030	0.030	0.031	0.032	0.032	0.045	0.044	0.044	0.046	0.046
	長田	381	303	340	302	387	0.034	0.032	0.034	0.035	0.034	0.048	0.045	0.048	0.048	0.047
	須磨	235	196	187	172	260	0.030	0.030	0.031	0.031	0.031	0.045	0.045	0.045	0.046	0.046
	白川台	(151)	－	－	338	433	(0.048)	－	－	0.036	0.036	(0.061)	－	－	0.049	0.049
	垂水	262	234	211	200	288	0.031	0.031	0.032	0.032	0.032	0.046	0.046	0.046	0.047	0.046
	西神	454	393	402	340	402	0.035	0.035	0.036	0.036	0.035	0.050	0.049	0.049	0.049	0.048
	南五葉	495	436	407	390	454	0.039	0.039	0.038	0.039	0.038	0.051	0.051	0.050	0.050	0.050
	北神	319	310	250	－	－	0.033	0.032	0.031	－	－	0.047	0.046	0.045	－	－
	北神八多	－	－	－	229	334	－	－	－	0.032	0.031	－	－	－	0.047	0.047
	港島	257	196	218	249	289	0.031	0.029	0.031	0.033	0.032	0.045	0.043	0.046	0.047	0.047
	押部谷	414	360	319	389	394	0.036	0.035	0.035	0.038	0.037	0.049	0.048	0.047	0.050	0.049
明石市	二見	482	452	379	399	441	0.035	0.035	0.035	0.034	0.035	0.052	0.051	0.050	0.050	0.050
	大久保	349	310	－	－	－	0.032	0.033	－	－	－	0.048	0.048	－	－	－
	王子	284	239	236	261	163	0.031	0.032	0.032	0.033	0.030	0.047	0.048	0.047	0.049	0.046
稲美町	町役場	429	416	344	409	391	0.035	0.034	0.035	0.037	0.035	0.050	0.049	0.049	0.051	0.049
播磨町	町役場	362	347	285	246	354	0.033	0.033	0.034	0.033	0.034	0.049	0.049	0.048	0.048	0.048
加古川市	市役所	429	380	347	359	386	0.034	0.034	0.035	0.035	0.034	0.049	0.049	0.049	0.050	0.049
	尾上	437	395	328	416	357	0.034	0.033	0.034	0.034	0.033	0.050	0.049	0.049	0.051	0.048
	東神吉	386	388	354	364	324	0.034	0.035	0.036	0.036	0.034	0.049	0.050	0.050	0.050	0.048
高砂市	市役所	371	271	241	148	433	0.032	0.031	0.031	0.028	0.033	0.047	0.045	0.044	0.040	0.049
西脇市	市役所	342	397	259	236	302	0.032	0.033	0.032	0.032	0.032	0.046	0.047	0.046	0.047	0.047

市町	測定局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
姫路市	八代	422	349	370	231	202	0.034	0.034	0.036	0.030	0.027	0.049	0.048	0.050	0.044	0.041
	広畑	(168)	270	243	229	208	(0.035)	0.031	0.032	0.032	0.031	(0.050)	0.046	0.047	0.046	0.045
	飾磨	189	191	139	127	154	0.029	0.028	0.028	0.029	0.028	0.043	0.042	0.041	0.042	0.041
	白浜	314	285	205	293	(261)	0.032	0.032	0.030	0.033	(0.034)	0.047	0.046	0.043	0.047	(0.049)
	御国野	217	370	272	308	302	0.032	0.034	0.032	0.034	0.031	0.046	0.048	0.045	0.048	0.045
	網干	374	339	232	265	280	0.032	0.033	0.032	0.033	0.032	0.048	0.048	0.046	0.047	0.046
	飾西	317	307	245	255	244	0.031	0.031	0.031	0.032	0.030	0.047	0.046	0.046	0.047	0.045
	香寺	354	322	314	265	306	0.032	0.032	0.033	0.033	0.032	0.047	0.046	0.048	0.048	0.047
	林田	254	225	145	(110)	57	0.029	0.029	0.028	(0.028)	0.027	0.044	0.044	0.042	(0.043)	0.039
太子町	町役場	461	440	541	235	562	0.034	0.031	0.034	0.030	0.037	0.049	0.046	0.049	0.044	0.054
たつの市	市役所	432	306	(195)	129	368	0.034	0.033	(0.034)	0.030	0.034	0.050	0.048	(0.049)	0.044	0.049
相生市	市役所	385	312	501	400	320	0.032	0.031	0.035	0.033	0.031	0.049	0.047	0.052	0.050	0.047
赤穂市	市役所	528	575	458	496	442	0.036	0.037	0.037	0.037	0.036	0.052	0.054	0.052	0.053	0.050
丹波市	柏原	296	378	216	258	299	0.032	0.033	0.029	0.033	0.030	0.046	0.046	0.040	0.047	0.043
豊岡市	市役所	204	321	219	204	211	0.030	0.033	0.032	0.033	0.032	0.043	0.046	0.045	0.046	0.044
洲本市	市役所	472	461	323	361	383	0.036	0.037	0.037	0.038	0.037	0.050	0.051	0.049	0.051	0.050
全測定局平均値							0.033 [48局]	0.033 [49局]	0.033 [47局]	0.033 [48局]	0.033 [48局]	0.047 [48局]	0.047 [49局]	0.047 [47局]	0.047 [48局]	0.047 [48局]

（参考） 1 環境基準の達成とは、「1年間の昼間に測定されたすべての1時間値が0.06ppm以下であること。」をいう。

2 「昼間」とは、季節によらず、5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの15個の1時間値を評価対象とする。

3 「―」印は、測定局未設置等のため、デ-タがないことを示す。

4 全測定局平均値は、[ ]内の局数における昼間の１時間値の平均値の平均及び昼間の日最高１時間値の平均値の平均で、「ー」印及び（ ）を付した局を除いて算定した。

表４　光化学スモッグ注意報等の年度別推移

	予	報	注　意	報	被害者届出数
	日 数	地域数	日 数	地域数	（人）
平成11年度	5	14	7	13	209
平成12年度	8	15	17	61	0
平成13年度	0	0	5	19	0
平成14年度	14	44	8	23	38
平成15年度	3	9	7	17	0
平成16年度	5	9	6	10	0
平成17年度	8	26	9	27	0
平成18年度	5	23	8	20	0
平成19年度	3	4	4	7	0
平成20年度	1	1	6	13	0
平成21年度	3	4	5	22	0
平成22年度	0	0	2	5	0
平成23年度	1	5	0	0	0
平成24年度	2	4	1	2	0
平成25年度	2	2	2	3	0
平成26年度	0	0	2	2	0
平成27年度	2	8	2	5	0
平成28年度	1	1	1	2	0
平成29年度	2	4	1	1	0
平成30年度	0	0	2	3	0
令和元年度	4	25	3	15	0
令和２年度	1	1	2	3	0
令和３年度	0	0	0	0	0
令和４年度	0	0	1	4	0

（備考）光化学スモッグ注意報等の発令基準

予　報…測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあるとき。

注意報…測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

表５ 有害大気汚染物質の調査結果

測定場所		アクリロニトリル $\mu g/m^3$		アセトアルデヒド $\mu g/m^3$		塩化ビニルモノマー $\mu g/m^3$		塩化メチル $\mu g/m^3$		クロロホルム $\mu g/m^3$	
		最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値
全国標準監視地点	たつの市役所	0.28 ／ <0.005	0.081	6.6 ／ 1.6	3.4	0.063 ／ <0.005	0.022	2.5 ／ 1.5	2.0	0.39 ／ 0.14	0.23
	洲本市役所	0.38 ／ <0.005	0.099	5.9 ／ 1.9	3.7	0.094 ／ <0.005	0.030	3.5 ／ 1.2	1.9	0.41 ／ 0.074	0.21
地域特設監視地点	高砂市沖浜ポンプ場	1.1 ／ <0.005	0.34			0.87 ／ <0.005	0.18	4.1 ／ 1.3	1.9	2.6 ／ 0.39	1.3
	芦屋宮川小自排局	0.42 ／ <0.005	0.12	6.4 ／ 2.3	3.8	0.079 ／ <0.005	0.023	2.4 ／ 1.1	1.7	0.53 ／ 0.14	0.28
R3全国測定結果(平均値)		1.3 ／ 0.0012	0.061	13 ／ 0.47	2.1	2.7 ／ 0.0018	0.041	8.7 ／ 0.016	1.4	10 ／ 0.0240	0.25
環境基準値		(指針値 2)		(指針値 120)		(指針値 10)		(指針値 94)		(指針値 18)	

測定場所		1,2−ジクロロエタン $\mu g/m^3$		ジクロロメタン $\mu g/m^3$		テトラクロロエチレン $\mu g/m^3$		トリクロロエチレン $\mu g/m^3$		トルエン $\mu g/m^3$	
		最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値
全国標準監視地点	たつの市役所	0.54 ／ 0.057	0.29	1.6 ／ 0.41	1.0	0.83 ／ <0.004	0.15	2.0 ／ <0.008	0.43	36 ／ 4.2	15
	洲本市役所	0.54 ／ 0.050	0.30	1.8 ／ 0.32	0.93	0.83 ／ <0.004	0.16	0.74 ／ <0.008	0.13	11 ／ 1.4	4.6
地域特設監視地点	高砂市沖浜ポンプ場	0.78 ／ 0.057	0.37	4.0 ／ 0.38	1.4	1.9 ／ 0.088	0.65	0.74 ／ <0.008	0.19	28 ／ 4.7	14
	芦屋宮川小自排局	0.66 ／ 0.10	0.34	3.1 ／ 0.33	1.4	1.0 ／ 0.083	0.63	0.70 ／ <0.008	0.18	17 ／ 3.5	8.7
R3全国測定結果(平均値)		2.8 ／ 0.030	0.14	11 ／ 0.34	1.5	0.90 ／ 0.0048	0.090	110 ／ 0.0032	1.1	210 ／ 0.25	6.2
環境基準値		(指針値 1.6)		150		200		130		—	

測定場所		1,3−ブタジエン $\mu g/m^3$		ベンゼン $\mu g/m^3$		ベンゾ[a]ピレン ng/m^3		ホルムアルデヒド $\mu g/m^3$	
		最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値
全国標準監視地点	たつの市役所	0.14 ／ 0.022	0.060	2.9 ／ 0.43	1.2	0.46 ／ 0.017	0.13	6.6 ／ 1.6	5.9
	洲本市役所	0.15 ／ <0.008	0.043	1.8 ／ 0.13	0.85	0.27 ／ 0.015	0.079	13 ／ 3.2	7.3
地域特設監視地点	高砂市沖浜ポンプ場	0.16 ／ 0.018	0.064	2.8 ／ 0.80	1.7				
	芦屋宮川小自排局	0.22 ／ 0.036	0.100	1.9 ／ 0.33	1.1	0.27 ／ 0.026	0.13	9.0 ／ 1.2	5.3
R3全国測定結果(平均値)		1.1 ／ 0.0023	0.075	2.5 ／ 0.21	0.80	2.3 ／ 0.0048	0.15	10 ／ 0.58	2.5
環境基準値		(指針値 2.5)		3		—		—	

測定場所		酸化エチレン $\mu g/m^3$		水銀及びその化合物 ng/m^3		ベリリウム及びその化合物 ng/m^3		ニッケル化合物 ng/m^3	
		最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値
全国標準監視地点	たつの市役所	0.055 ／ 0.014	0.033	1.9 ／ 1.1	1.5	0.046 ／ <0.0018	0.018	4.1 ／ <0.3	1.7
	洲本市役所	0.051 ／ 0.011	0.030	1.8 ／ 1.2	1.5	0.029 ／ 0.0009	0.010	3.2 ／ <0.4	1.2
地域特設監視地点	高砂市沖浜ポンプ場			2.4 ／ 1.5	1.8				
R3全国測定結果(平均値)		0.43 ／ 0.011	0.066	11 ／ 0.50	1.7	0.10 ／ 0.0016	0.015	18 ／ 0.085	2.5
環境基準値		—		(指針値 40)		—		(指針値 25)	

測定場所		ヒ素及びその化合物 ng/m^3		マンガン及びその化合物 ng/m^3		クロム及びその化合物 ng/m^3	
		最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値	最大値 ／ 最小値	平均値
全国標準監視地点	たつの市役所	3.5 ／ 0.18	1.4	50 ／ 6.3	21	6.6 ／ 0.5	2.8
	洲本市役所	4.1 ／ 0.17	1.2	18 ／ 1.4	9.6	3.3 ／ <0.3	1.4
R3全国測定結果(平均値)		20 ／ 0.050	1.1	190 ／ 0.5	20	27 ／ 0.051	4.3
環境基準値		(指針値 6)		(指針値 140)		—	

（参考） 1 全国測定結果については、令和3年度の全国測定結果（年平均値）の最大値・最小値・平均値である。
2 兵庫県実施分のみ記載。
（ 注 ） ※は検出下限値以上、定量下限値未満の測定値である。

表6 アスベスト一般環境等モニタリング結果

（1）一般環境

測定地点	市町名	測定結果（単位：本／L）																									
		5年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
西宮市役所	西宮市				0.05	0.05	0.05	不検出	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
芦屋市立潮見小学校	芦屋市			0.04	0.06	0.06	0.09	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.1	不検出	不検出 ～0.06	不検出	0.054 ～0.28	0.070 ～0.15	0.12 ～0.22	0.071 ～0.18	0.080 ～0.22	—	—	—	—	—	—	—	—
伊丹市役所	伊丹市				0.07	0.04	0.05	0.04	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.04	不検出	不検出 ～0.06	不検出	0.055 ～0.070	0.056 ～0.10	0.11	0.071 ～0.081	0.070 ～0.11	—	—	—	—	—	—	—	—
宝塚総合庁舎	宝塚市				0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.11	不検出 ～0.06	0.065 ～0.080	不検出 ～0.082	0.071 ～0.16	0.056	0.071	0.056	0.12 ～0.29	0.071 ～0.11	※5 0.10 ～0.12	0.070 ～0.16	0.056 ～0.12	0.070 ～0.090	0.071
社総合庁舎	加東市											不検出	不検出 ～0.03	不検出	不検出 ～0.06	不検出 ～0.06	0.056 ～0.18	0.054 ～0.056	不検出 ～0.12	0.069 ～0.096	不検出 ～0.056	不検出 ～0.071	0.091 ～0.45	不検出 ～0.071	0.056 ～0.18	0.096 ～0.10	不検出 ～0.071	0.055 ～0.083	不検出 ～0.071
播磨町役場	播磨町	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	不検出	0.05	不検出	不検出	不検出 ～0.11	不検出 ～0.16	不検出	0.056 ～0.10	0.088 ～0.25	0.14 ～0.34	0.082 ～0.10	0.10 ～0.14	不検出 ～0.090	0.15 ～0.42	0.081 ～0.44	0.10 ～0.13	0.071 ～0.43	0.056	不検出 ～0.056	不検出 ～0.12
龍野庁舎	たつの市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.06	0.069 ～0.092	0.096 ～0.12	0.069 ～0.089	0.055 ～0.14	0.069 ～0.13	※3 0.056	※3 0.29 ～0.33	※3 0.12 ～0.14	※3 0.071 ～0.11	0.12 ～0.23	0.056	0.056 ～0.071	不検出 ～0.056
豊岡総合庁舎	豊岡市											不検出	不検出 ～0.03	不検出 ～0.16	不検出	不検出 ～0.06	0.095 ～0.10	0.053 ～0.32	0.069 ～0.078	0.094 ～0.13	0.078 ～0.080	不検出 ～0.052	0.23 ～0.25	0.056 ～0.28	0.081 ～0.090	不検出 ～0.30	0.071	不検出 ～0.071	不検出 ～0.056
柏原総合庁舎	丹波市											不検出	不検出	不検出 ～0.06	不検出	不検出	0.056 ～0.088	0.056 ～0.17	0.068 ～0.096	0.056 ～0.080	不検出 ～0.068	不検出 ～0.055	0.14 ～0.15	0.090 ～0.23	0.056	0.11 ～0.31	不検出 ～0.056	0.056 ～0.090	0.071 ～0.081
洲本総合庁舎	洲本市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.11	0.082 ～0.12	0.043 ～0.060	0.093 ～0.13	0.046 ～0.063	0.093 ～0.13	0.066 ～0.10	0.11 ～0.15	※4 0.050 ～0.23	※4 0.057 ～0.068	不検出 ～0.26	不検出 ～0.055	0.055 ～0.26	不検出 ～0.056
尼崎市公害監視センター	尼崎市	0.07	0.11	0.05	0.08	0.04	0.06	0.04	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 尼崎市はH18、西宮市はH19まで （以降、各市でモニタリングを実施）

※2 アスベストモニタリングマニュアル（環境省）が改訂されたため、H22以降は総繊維数を測定・記載

（H21まではアスベスト繊維数を測定・記載（総繊維数＞アスベスト繊維数））

※3 H27、H28、H29、H30は、たつの市役所において測定

※4 H29、H30は、洲本市役所において測定

※5 宝塚市はH10～H30まで宝塚市よりあいひろばにおいて測定

※6 兵庫県実施分のみ記載。

（2）道路沿道

測定地点	市町名	測定結果（単位：本／L）																	
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
芦屋市立宮川小学校	芦屋市	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.11	不検出 ～0.11	不検出 ～0.18	不検出 ～0.12	0.14 ～0.16	0.15 ～0.17	0.16 ～0.17	不検出 ～0.080	0.18 ～0.21	0.090 ～0.12	0.070 ～0.17	0.078 ～0.090	0.071 ～0.18	0.070 ～0.080	0.071

【参考】令和4年度 環境省による調査結果（平均値）

地域分類		測定結果（単位：本／L）
一般環境	住宅地域	0.15 本/L
	商工業地域	0.12 本/L
	農業地域	0.35 本/L
	内陸山間地域	0.28 本/L
	離島地域	0.19 本/L
高速道路及び幹線道路沿線		0.13 本/L

表７　酸性雨自動採取機による監視結果

年度	神戸（須磨）					豊　岡				
	降水量	年平均値				降水量	年平均値			
	(mm)	pH	EC	SO_4^{2-}	NO_3^-	(mm)	pH	EC	SO_4^{2-}	NO_3^-
H3	1127	4.4	25	2.31	1.61	1991	4.5	25	2.31	1.61
H4	1042	4.5	25	1.79	1.55	1908	4.7	25	1.79	1.55
H5	1453	4.6	23	2.04	1.59	1965	4.7	23	2.04	1.59
H6	392	4.4	25	2.30	2.80	1478	4.6	25	2.30	2.80
H7	1088	4.5	25	2.25	1.96	1799	4.6	25	2.25	1.96
H8	942	4.4	31	2.08	1.85	1839	4.4	31	2.08	1.85
H9	1312	4.6	22	1.12	2.08	2069	4.6	22	1.12	2.08
H10	1228	4.5	20	1.74	1.19	1968	4.7	30	2.66	2.43
H11	1128	4.6	23	2.52	1.63	1820	4.7	30	2.88	2.08
H12	979	4.5	23	2.01	1.54	1815	4.5	34	3.74	1.90
H13	714	4.4	23	2.74	1.02	1877	4.8	30	2.16	1.08
H14	750	4.5	27	2.22	1.08	1401	4.5	45	2.88	1.35
H15	1113	4.6	22	1.63	1.07	1788	4.6	31	2.14	1.03
H16	1346	4.8	27	2.78	0.92	2149	4.6	31	1.83	1.07
H17	719	4.4	29	3.93	1.70	1723	4.3	36	4.42	1.61
H18	1110	4.4	27	1.66	2.51	1722	4.5	35	2.59	1.78
H19	1029	4.5	23	1.71	2.28	2089	4.5	33	2.23	1.96
H20	1219	4.6	19	1.76	1.25	(1147)	(4.6)	(47)	(3.22)	(1.34)
H21	1237	4.8	19	2.11	1.68	2008	4.8	27	2.23	1.53
H22	1466	4.8	15	1.29	0.86	2138	4.7	38	2.51	1.53
H23	1770	4.8	14	1.36	0.87	2630	4.7	32	2.14	1.28
H24	1192	4.7	19	1.71	1.12	2044	4.6	43	2.98	1.79
H25	1474	4.7	16	1.39	1.01	1948	4.6	41	2.52	1.39
H26	(1097)	(4.6)	(26)	(1.5)	(0.87)	(1646)	(4.5)	(43)	(1.92)	(0.96)
H27	1365	4.8	17	1.32	0.91	1258	4.7	30	1.91	1.26
H28	1187	4.8	16	1.32	0.93	1626	4.7	36	2.15	1.21
H29	(1132)	(4.8)	(17)	(1.4)	(0.93)	1778	4.8	28	1.70	1.10
H30	1844	4.9	24	1.30	0.55	1579	4.9	28	1.12	0.78
R1	1154	4.7	17	1.27	0.92	1150	4.8	35	2.03	1.13
R2	1604	4.9	12	0.79	0.63	1884	4.9	28	1.57	0.97
R3	1403	4.8	13	0.79	0.69	1850	4.8	30	1.56	1.06
R4	950	4.9	15	1.17	1.03	1628	5.0	35	1.86	1.08

（備考）　１ 自動採取測定機の設置年月　平成３年２月

２ 測定項目　pH ：水素イオン濃度指数、EC ：導電率（μS/cm）

SO_4^{2-}：硫酸イオン濃度（μg/mL）、NO_3^- ：硝酸イオン濃度（μg/mL）

３ 測定項目　（ ）は、装置不良等のため一部欠測であることを示す。

H20年豊岡：５月第３週～10月第４週まで欠測

H26年神戸：４月第２週及び８月第３～４週まで欠測

H26年豊岡：４月第２週～５月第３週まで欠測

表８　自動車騒音の測定結果

路線名		調査地点		調査日			車線数	測定結果(dB)		環境基準適合	
								昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道	一般国道2号	赤穂郡上郡町梨ヶ原	＊	9月29日	～	9月30日	2	73	72	×	×
	一般国道9号	美方郡香美町村岡区鹿田	＊	10月26日	～	10月27日	2	71	65	×	○
	一般国道9号	美方郡香美町村岡区大糠	＊	10月20日	～	10月21日	2	68	62	○	○
	一般国道43号 阪神高速3号線	尼崎市西本町		6月15日	～	6月16日	6+4	64	61	○	○
		西宮市市庭町		6月15日	～	6月16日	6+4	62	58	○	○
		芦屋市竹園町		6月15日	～	6月16日	6+4	61	58	○	○
		神戸市東灘区御影塚町		6月15日	～	6月16日	6+4	63	58	○	○
	一般国道178号	美方郡香美町香住区土生	＊	10月13日	～	10月14日	2	68	58	○	○
	一般国道178号	美方郡香美町香住区森	＊	10月13日	～	10月14日	2	52	46	○	○
	一般国道179号	揖保郡太子町東保	＊	9月29日	～	9月30日	2	69	64	○	○
	一般国道250号	加古郡播磨町北古田	＊	11月9日	～	11月10日	4	70	63	○	○
	一般国道250号	加古郡播磨町野添	＊	11月17日	～	11月18日	4	72	68	×	×
	一般国道312号	神崎郡神河町吉冨	＊	9月26日	～	9月27日	2	69	63	○	○
	一般国道312号	神崎郡市川町屋形	＊	9月26日	～	9月27日	2	68	62	○	○
	一般国道312号	神崎郡福崎町南田原	＊	9月26日	～	9月27日	4	62	58	○	○
	一般国道427号	多可郡多可町中区曽我井	＊	10月12日	～	10月13日	2	59	51	○	○
一般県道	大久保稲美加古川線	加古郡稲美町蛸草	＊	11月9日	～	11月10日	2	66	57	○	○
	本荘平岡線	加古郡播磨町東本荘	＊	11月17日	～	11月18日	4	69	63	○	○
	本荘平岡線	加古郡播磨町北古田	＊	11月9日	～	11月10日	2	65	59	○	○
	東播磨港線	加古郡播磨町本荘	＊	11月10日	～	11月11日	4	68	61	○	○
	別府平岡線	加古郡播磨町古田	＊	11月9日	～	11月10日	2	68	66	○	×
	明石高砂線	加古郡播磨町本荘	＊	11月17日	～	11月18日	2	69	63	○	○
	香住村岡線	美方郡香美町香住区大野	＊	11月10日	～	11月11日	2	64	51	○	○
	香住停車場線	美方郡香美町香住区香住	＊	10月20日	～	10月21日	2	57	49	○	○
	川西三田線	川辺郡猪名川町紫合庵平井	＊	10月3日	～	10月4日	4	66	57	○	○
	浜坂井土線	美方郡新温泉町七釜	＊	10月20日	～	10月21日	2	67	59	○	○
高速自動車国道	中国自動車道	佐用郡佐用町奥金近	＊	9月29日	～	9月30日	4	72	68	×	×

1　*は常時監視地点を示す。

2　兵庫県実施分のみ記載。

表９−１　大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

（評価指標：Lden、単位：dB）

測定場所		測定機関	環境基準地域類型	R4 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	R5 １月	２月	３月	平均	環境基準適合状況
伊丹市	桜台小学校	県	Ⅰ	56.2	56.6	56.4	56.1	56.3	56.5	57.2	57.2	56.6	56.3	56.7	56.9	57	○
	花里小学校	県	Ⅰ	54.7	55.1	55.0	54.5	54.8	54.4	55.3	55.7	55.3	54.9	55.3	55.5	55	○
	緑ヶ丘センター	会社	Ⅰ	−	−	−	−	56.0	55.0	57.0	57.0	58.0	57.0	57.0	57.0	57	○
	北野センター	会社	Ⅰ	56.0	57.0	57.0	56.0	56.0	56.0	57.0	57.0	56.0	56.0	57.0	57.0	56	○
	西桑津会館	市	Ⅱ	59.8	59.4	59.5	58.9	59.2	59.9	60.7	61.4	61.0	60.3	59.1	60.1	60	○
川西市	西猪名公園	県	Ⅱ	62.8	63.4	63.6	63.3	63.7	63.2	63.6	63.7	63.1	63.1	63.3	63.5	63	×
	久代小学校	会社	Ⅰ	61.0	61.0	61.0	61.0	61.0	61.0	62.0	62.0	61.0	62.0	62.0	62.0	61	×
宝塚市	長尾南会館	県	Ⅰ	49.5	50.2	50.1	49.2	48.7	50.2	49.5	49.3	49.2	50.0	49.8	49.5	50	○
	安倉中学校	会社	Ⅰ	54.0	54.0	54.0	53.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54	○
西宮市	阪神特別支援学校	会社	Ⅰ	52.0	52.0	52.0	51.0	52.0	52.0	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0	52	○
尼崎市	武庫北小学校	県	Ⅰ	52.6	53.0	53.0	52.3	52.7	53.0	53.9	53.9	53.5	53.7	53.7	53.5	53	○

〔備考〕１．平成25年度からの環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値はLden 57dB以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値はLden 62dB以下。
２．各月の欄の（　　）内は令和３年１月，２月，３月のデータ、「平均」欄の（　　）内は令和３年（暦年）の平均値である。
３．測定機関が会社とあるものは、2021年度版大阪国際空港騒音調査年報（関西エアポート株式会社）による。
測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2021年騒音調査年報（伊丹市都市活力部まち資源室）による。

表９−２ 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果　　（単位：ＷＥＣＰＮＬ）

測定場所		測定機関	環境基準地域類型	R4 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	R5 １月	２月	３月	平均	旧環境基準適合状況
伊丹市	桜台小学校	県	Ⅰ	67.5	67.7	67.6	67.3	67.6	68.1	68.7	68.4	67.8	67.4	68.0	68.3	67.9	○
	花里小学校	県	Ⅰ	66.0	66.3	66.2	65.4	66.1	66.0	66.7	66.9	66.9	66.4	66.8	67.0	66.4	○
	緑ヶ丘センター	会社	Ⅰ	−	−	−	−	66.8	66.9	68.6	68.7	68.8	68.3	68.7	68.7	67.9	○
	北野センター	会社	Ⅰ	68.4	68.7	68.8	68.1	68.2	68.7	69.0	68.8	68.0	68.1	68.5	68.7	68.5	○
	西桑津会館	市	Ⅱ	74.4	74.1	74.5	74.1	74.6	74.7	75.4	76.1	75.6	74.4	73.4	74.7	74.7	○
川西市	西猪名公園	県	Ⅱ	76.8	77.4	77.8	77.5	77.9	77.5	77.6	77.8	76.9	76.9	77.2	77.5	77.4	×
	久代小学校	会社	Ⅰ	74.0	74.3	74.5	74.4	74.8	74.6	75.0	75.3	74.3	74.2	74.6	75.1	74.6	×
宝塚市	長尾南会館	県	Ⅰ	63.3	63.7	63.8	62.2	62.1	64.6	63.2	63.1	62.2	63.0	63.0	62.9	63.1	○
	安倉中学校	会社	Ⅰ	65.4	65.8	65.9	65.1	65.4	66.1	66.3	66.3	65.8	65.7	66.1	66.2	65.8	○
西宮市	阪神特別支援学校	会社	Ⅰ	62.5	62.7	62.6	61.4	62.1	63.4	63.9	63.6	63.4	63.1	63.7	63.7	63.1	○
尼崎市	武庫北小学校	県	Ⅰ	63.8	64.4	64.4	63.5	63.6	64.2	65.1	64.8	64.8	64.3	64.9	64.6	64.4	○

〔備考〕１．平成24年度までの環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70ＷＥＣＰＮＬ以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値は75ＷＥＣＰＮＬ以下。
２．各月の欄の（　　）内は令和３年１月，２月，３月のデータ、「平均」欄の（　　）内は令和３年（暦年）の平均値である。
３．測定機関が会社とあるものは、2021年度版大阪国際空港騒音調査年報（関西エアポート株式会社）による。
測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2021年騒音調査年報（伊丹市都市活力部まち資源室）による。

表10　淡路島における航空機騒音の測定結果

（評価指標：Lden、単位：dB）

測定地点	令和４年度				
	測定期間	Lden			適合状況
		最大	最小	平均	
南あわじ市沼島 沼島小学校	7/5～7/11	42	35	39	○

※適合状況はⅠ類型の環境基準（ Lden 57dB ）と比較した場合である。

表11　新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地域類型	測定場所（線路最寄り地点の地名）	測定年月日	騒音測定結果（dB(A)）			振動測定結果（dB）			全測定本数	用途地域	東京起点の距離（km）	測定地点側の軌道の別	構造物の種類		軌道の種類	防音壁の種類	
			12.5m地点	25m地点	50m地点	12.5m地点	25m地点	50m地点	上り/下り				種類	軌道面の高さ（ｍ）		種類	レールからの高さ（ｍ）
Ⅰ	伊丹市南野	R4.11.16	67	67	61	56	51	47	10/10	第２中高	526.830	上り	ケタ	7.6	バラスト	直型＋ラムダ吸音板あり	2.45
	加古川市尾上町長田	R4.12.23	70	70	65	65	58	46	11/9	第１住居	585.300	下り	ラーメン	9.8	バラスト	直　型	2.45
	高砂市松陽	R4.11.25	70	68	63	59	55	53	10/10	第１住居	591.000	下り	ラーメン	6.8	バラスト	直　型	2.45
	揖保郡太子町東南	R4.10.6	72	71	＊67	63	56	＊52	9/11	第１中高	611.050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直 型	1.75
	たつの市揖保町西構	R4.10.12	71	71	71	60	54	45	10/10	調　整	614.480	上り	ラーメン	8.4	バラスト	直 型吸音板あり	2.25
	相生市那波野	R4.10.13	70	69	64	63	56	47	10/10	第１住居	619.440	下り	ラーメン	7.5	バラスト	直型＋ラムダ吸音板あり	1.95
	赤穂市真殿門前	R4.11.24	70	70	67	56	52	48	11/9	調　整	629.140	下り	ラーメン	10.5	バラスト	直型＋ラムダ	2.45

＊　：53m地点での測定結果

（備考）１．騒音の環境基準地域類型Ⅰは主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下である。
２．騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。
３．振動の指針値は70ｄＢ以下である。
４．兵庫県実施分のみ記載。

表12 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等

（１）ＢＯＤ又はＣＯＤ

①河川

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点（市町名）	ＢＯＤ経年変化（単位mg/L）75%値 24年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	備考
猪名川	上流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	H21.3.31	イ	銀橋（川西市）	1.1	0.8	0.8	0.9	
					軍行橋（伊丹市）	1.0	0.9	0.8	1.0	
	下流(1)	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	H13.3.30	ロ	中園橋（尼崎市）	1.4	1.1	1.0	1.2	
	下流(2)	Ｄ（ＢＯＤ8mg/L以下）	H13.3.30	イ	利倉橋（豊中市）	＊ 10	2.9	3.4	2.9	
神崎川		Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	H13.3.30	ロ	辰巳橋（尼崎市）（大阪市）	1.6	2.8	2.8	2.2	
庄下川		Ｃ（ＢＯＤ5mg/L以下）	H3.3.29	ハ	尾浜大橋（尼崎市）	1.2	1.0	0.9	1.4	
昆陽川		Ｃ（ＢＯＤ5mg/L以下）	H3.3.29	ハ	尾浜橋（尼崎市）	2.1	1.6	1.7	1.8	
武庫川	上流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S45.9.1	イ	大橋（三田市）	1.0	1.2	0.7	0.9	
	中流	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	S45.9.1	イ	百間樋（宝塚市）	1.3	0.8	0.9	1.3	
	下流	Ｃ（ＢＯＤ5mg/L以下）	S45.9.1	イ	甲武橋（尼崎市）（西宮市）	1.8	1.5	1.3	1.3	
夙川		Ｃ（ＢＯＤ5mg/L以下）	H3.3.29	ハ	夙川橋（西宮市）	1.4	1.3	0.9	1.1	
福田川		Ｅ（ＢＯＤ10mg/L以下）	S60.3.22	ロ	福田橋（神戸市）	1.8	1.5	1.1	1.6	
明石川	上流	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	S48.9.4	イ	上水源取水口（神戸市）	2.1	1.7	1.2	1.4	
	下流	Ｃ（ＢＯＤ5mg/L以下）	S48.9.4	ロ	嘉永橋（明石市）	3.9	2.4	1.2	1.3	
伊川		Ｃ（ＢＯＤ5mg/L以下）	S60.3.22	ロ	二越橋（神戸市）	1.9	2.2	1.3	1.4	
谷八木川		Ｅ（ＢＯＤ10mg/L以下）	S60.3.22	ハ	谷八木橋（明石市）	4.9	5.1	3.1	3.1	
喜瀬川		Ｄ（ＢＯＤ8mg/L以下）	H1.3.22	ハ	野添橋（播磨町）	2.2	3.4	3.2	1.9	
加古川	上流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S45.9.1	イ	井原橋（丹波市）	1.2	0.7	0.5	0.8	
	下流	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	S45.9.1	ロ	板波橋（西脇市）	1.0	1.0	1.0	0.9	
	下流	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	S46.5.25	ロ	加古川橋（加古川市）	1.6	1.4	1.9	1.6	
志染川		Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	S60.3.22	ロ	坂本橋（神戸市）	1.2	1.7	0.6	1.3	
別府川		Ｃ（ＢＯＤ5mg/L以下）	H6.3.1	ハ	十五社橋（加古川市）	2.8	2.7	2.2	2.2	

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点（市町名）	BOD経年変化（単位mg/L）75%値 24年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	備考
市川	上流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S48.9.4	イ	神崎橋（福崎町）	0.8	0.8	0.7	0.6	
					仁豊野橋（姫路市）	0.8	1.1	0.7	0.9	
	下流	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	S48.9.4	ロ	工業用水取水点（姫路市）	1.5	1.3	0.7	1.2	
船場川	上流	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	H3.3.29	イ	保城橋（姫路市）	1.0	1.2	0.8	1.2	
	下流	Ｃ（ＢＯＤ5mg/L以下）	H3.3.29	イ	加茂橋（姫路市）	2.7	2.7	1.4	1.4	
夢前川	上流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S48.9.4	イ	蒲田橋（姫路市）	0.6	0.8	0.6	0.9	
	下流	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	S48.9.4	イ	京見橋（姫路市）	0.8	0.9	0.7	0.7	
揖保川	上流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S48.5.1	イ	宍粟橋（宍粟市）	0.7	0.5	0.6	0.6	
					龍野橋（たつの市）	0.8	0.8	0.6	0.6	
	下流	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	S48.5.1	ハ	王子橋（姫路市）（たつの市）	1.0	0.8	0.7	0.7	
千種川	上流	ＡＡ（ＢＯＤ1mg/L以下）	S47.6.23	イ	室橋（宍粟市）	0.6	＜ 0.5	＜ 0.5	0.5	
	下流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S47.6.23	イ	隠見橋（上郡町）	0.9	0.9	0.9	0.9	
					坂越橋（赤穂市）	1.3	1.2	1.1	0.9	
円山川	上流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S49.3.5	ロ	上小田橋（養父市）	0.7	1.0	0.8	0.7	
					上ノ郷橋（豊岡市）	0.8	0.5	0.5	0.6	
	下流	Ｂ（ＢＯＤ3mg/L以下）	S49.3.5	イ	立野大橋（豊岡市）	0.8	0.5	0.6	0.6	
竹野川		Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S51.1.23	イ	竹野新橋（豊岡市）	0.5	0.7	0.7	0.5	
佐津川		Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S51.1.23	イ	佐津川橋（香美町）	0.6	0.6	0.7	0.6	
矢田川	上流	ＡＡ（ＢＯＤ1mg/L以下）	S50.2.4	イ	細野橋（香美町）	＜ 0.5	0.6	＜ 0.5	＜ 0.5	
	下流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S50.2.4	イ	油良橋（香美町）	0.6	0.7	0.5	0.6	
岸田川	上流	ＡＡ（ＢＯＤ1mg/L以下）	S50.2.4	イ	高橋（新温泉町）	0.5	0.8	＜ 0.5	0.5	
	下流	Ａ（ＢＯＤ2mg/L以下）	S50.2.4	イ	清富橋（新温泉町）	0.5	0.9	0.8	0.8	
阪神地域諸河川	蓬川	－	－	－	琴浦橋（尼崎市）	1.8	3.2	2.5	1.9	
	野田川	－	－	－	九郎橋上流（西宮市）	1.5	1.7	1.0	1.0	
	住吉川	－	－	－	住吉川橋（神戸市）	0.8	1.3	＜ 0.5	1.0	
	都賀川	－	－	－	昌平橋（神戸市）	1.1	1.1	0.5	0.9	
	新湊川	－	－	－	南所橋（神戸市）	1.5	1.6	1.3	1.4	
播磨地域河川	天川	－	－	－	日笠歩道橋（高砂市）	1.0	1.0	0.8	1.6	
	法華山谷川	－	－	－	千鳥大橋（高砂市）	2.8	1.6	1.1	1.4	
	八家川	－	－	－	国道2号線ﾊﾞｲﾊﾟｽ下（姫路市）	2.2	1.4	1.0	1.4	
	大津茂川	－	－	－	大平橋（姫路市）	1.1	1.1	1.1	0.9	
淡路河川	洲本川	－	－	－	潮橋（洲本市）	2.1	1.4	1.4	1.2	
	三原川	－	－	－	脇田橋（南あわじ市）	2.9	2.0	1.2	1.6	

②海域

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点	COD経年変化(単位mg/L)75%値 24年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	備考
大阪湾	大 阪 湾 (1)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市東部沖1	4.4	5.0	5.9	5.3	
					西宮市沖1	4.8	6.3	6.1	6.6	
	〃 (2)	Ｂ(ＣＯＤ3mg/L以下)	S46.12.28	ロ	神戸市東部沖2	＊ 4.2	＊ 4.3	＊ 6.1	＊ 3.9	
					西宮市沖2	＊ 4.2	＊ 5.1	＊ 4.8	＊ 5.8	
	〃 (3)	Ａ(ＣＯＤ2mg/L以下)	S46.12.28	ハ	神戸市東部沖3	＊ 3.2	＊ 3.7	＊ 3.8	＊ 4.0	
	〃 (4)	Ａ(ＣＯＤ2mg/L以下)	S46.12.28	ロ	神戸市中央部沖	＊ 3.2	＊ 3.5	＊ 3.6	＊ 3.5	
					神戸市東部沖4	＊ 2.9	＊ 2.5	＊ 2.9	＊ 3.3	
	〃 (5)	Ａ(ＣＯＤ2mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市西部沖1	1.8	＊ 2.1	＊ 2.4	1.9	
					神戸市西部沖2	1.8	＊ 2.1	＊ 2.2	2.0	
	洲 本 港 (1)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本内港内	1.9	2.0	2.3	2.0	
	洲 本 港 (2)	Ｂ(ＣＯＤ3mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本外港内	2.0	2.0	2.1	2.0	
	津 名 港	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.12.28	イ	津名港内	1.7	2.1	2.2	2.1	
	兵 庫 運 河	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.12.28	ロ	材木橋	3.8	2.8	4.1	3.5	
播磨灘	播磨海域 (1)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港内	2.1	1.9	2.5	2.0	
	〃 (2)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	別府港内	3.1	3.9	4.4	3.6	
	〃 (3)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	ロ	高砂本港内	2.9	3.9	3.7	4.5	
	〃 (4)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	ロ	高砂西港港口先	2.4	3.0	3.5	2.9	
	〃 (5)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	大塩港内	2.9	3.7	3.7	4.5	
	〃 (6)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	東部工業港内	2.7	3.5	3.8	3.3	
	〃 (7)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	飾磨港内1	3.6	6.5	5.6	7.2	
	〃 (8)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	広畑港内	3.0	4.2	4.3	3.9	
	〃 (9)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	網干港内	3.0	4.7	5.0	4.5	
	〃 (10)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	材木港内	3.0	4.2	4.7	3.9	
	〃 (11)	Ｂ(ＣＯＤ3mg/L以下)	S46.5.25	ロ	二見港沖	2.2	3.0	2.8	2.4	
					別府港沖	2.4	2.7	2.8	2.4	
					高砂西港沖	2.4	2.9	＊ 3.5	＊ 3.1	
					白浜沖	2.8	＊ 3.3	＊ 3.7	2.9	
					飾磨港沖	2.8	＊ 3.3	＊ 4.4	＊ 3.3	
					網干港沖	2.9	＊ 3.6	＊ 3.9	＊ 3.1	
	〃 (12)	Ｂ(ＣＯＤ3mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港沖	1.8	2.0	2.4	1.9	
	〃 (13)	Ａ(ＣＯＤ2mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石林崎沖	1.8	＊ 2.1	＊ 2.3	＊ 2.1	
					別府港沖合	＊ 2.1	1.9	＊ 2.5	＊ 2.2	
					東部工業港沖合	＊ 2.8	＊ 2.6	＊ 3.0	＊ 2.9	

水域名		類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点	COD経年変化（単位mg/L）75%値 24年度	R２年度	R３年度	R４年度	備考
播磨北西	播磨灘北西部海域	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S49.5.13	ロ	赤穂市中央部沖	＊ 2.6	＊ 2.8	＊ 2.9	＊ 2.6	
					赤穂市東部沖	＊ 2.6	＊ 2.4	＊ 2.9	＊ 2.6	
淡路島西部南部海域	淡路島西部南部海域	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S52.3.29	イ	淡路市浜沖	1.9	2.0	2.0	2.0	
					淡路市撫沖	1.9	2.0	1.9	1.9	
					南あわじ市慶野沖	1.9	＊ 2.2	＊ 2.1	1.8	
					南あわじ市鳥取沖	1.7	1.9	1.8	1.6	
					南あわじ市白崎沖	1.6	1.8	1.7	1.5	
山陰海岸東部西部	山陰海岸地先海域	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S51.1.23	イ	豊岡市津居山沖	1.4	1.3	1.4	1.3	
					豊岡市冠島沖	1.2	1.3	1.6	1.4	
					豊岡市浜須井沖	1.3	1.4	1.3	1.2	
					香美町無南垣沖	1.3	1.4	1.5	1.5	
					新温泉町鬼門崎沖	1.5	1.5	1.7	1.6	
	津居山港海域	Ｂ（ＣＯＤ3mg/L以下）	S51.1.23	イ	津居山港内	2.0	2.2	1.9	1.9	

③湖沼

水　域　名	環　境　基　準			採水地点（市町名）	COD経年変化(単位mg/L) 75%値				備　考
	類　型	類型指定年月日	達成期間		24年度	R2年度	R3年度	R4年度	
千苅水源池	Ａ(ＣＯＤ３mg/L以下)	S53.3.24	イ	取水塔前　(神戸市)	＊ 3.5	＊ 3.2	＊ 3.6	＊ 3.5	

備考 1　環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。

2　環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ロ」は５年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は５年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。

3　ＢＯＤ、ＣＯＤの経年変化欄の数字は、調査期間のｎ個の日間平均値を水質のよいものから並べた時、ｎ×0.75番目にくる数値を示す。

4　＊印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

5　ＢＯＤ：水中の汚濁物（有機物など）が微生物の働きによって分解される過程において消費される酸素量のことで、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、河川水などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

ＣＯＤ：水中の汚濁物（有機物など）を酸化剤で分解するときに消費される酸素量のことで、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、海域などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

（２）全窒素、全燐

①海域

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点	水域内年平均値(mg/L) 全窒素 24年度	R２年度	R３年度	R４年度	全燐 24年度	R２年度	R３年度	R４年度	備考
大阪湾	大阪湾（イ）	Ⅳ 全窒素 1 mg/L以下 全燐 0.09 mg/L以下	H7.2.28	イ	兵庫県2地点 大阪府3地点 (全5地点)	0.50	0.45 (0.37)	0.43 (0.31)	0.43 (0.39)	0.054	0.054 (0.042)	0.046 (0.037)	0.049 (0.048)	
大阪湾	〃（ロ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H7.2.28	イ	兵庫県3地点 大阪府4地点 (全7地点)	0.38	0.31 (0.28)	0.27 (0.27)	0.27 (0.26)	0.042	0.040 (0.036)	0.031 (0.031)	0.031 (0.030)	
大阪湾	〃（ハ）	Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H7.2.28	イ	兵庫県5地点 大阪府5地点 (全10地点)	0.25	0.22 (0.19)	0.19 (0.18)	0.18 (0.16)	0.028	0.030 (0.028)	0.024 (0.024)	0.022 (0.023)	
播磨灘	播磨灘（イ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8.6.4	イ	全１地点	0.19	0.17	0.14	0.14	0.025	0.027	0.021	0.023	
播磨灘	〃（ロ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8.6.4	イ	全３地点	0.22	0.19	0.17	0.17	0.029	0.027	0.022	0.023	
播磨灘	〃（ハ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8.6.4	イ	全２地点	0.33	0.23	0.23	0.19	0.034	0.032	0.026	0.027	
播磨灘	〃（ニ）	Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8.6.4	イ	全５地点	0.20	0.16	0.14	0.15	0.027	0.025	0.020	0.023	
播磨灘北西部		Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H9.4.28	イ	兵庫県3地点 岡山県3地点 (全５地点)	0.18	0.16 (0.16)	0.14 (0.13)	0.15 (0.14)	0.025	0.027 (0.025)	0.023 (0.019)	0.025 (0.024)	兵庫県と岡山県で１地点重複して測定
淡路島西部南部		Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8.6.4	イ	全５地点	0.18	0.14	0.13	0.13	0.024	0.023	0.021	0.019	

( )内は、大阪府又は岡山県の測定地点を除いた、兵庫県測定地点のみの平均値。

②湖沼

水　域　名	環　境　基　準			採水地点　（市町名）	年平均値(mg/L)				備　考
					全　燐				
	類　　型	類型指定年 月 日	達成期間		24年度	R２年度	R３年度	R４年度	
千 苅 水 源 池	Ⅱ 全燐　0.01　mg/L以下 （暫定目標、R７年度まで適用） 全燐　0.019　mg/L以下	H14.4.30	ニ	取水塔前　（神戸市）	＊　0.023	＊ 0.025	＊ 0.024	＊ 0.017	

備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。
2 暫定目標とは、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域における暫定的な目標値を示す。
3 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるを示す。
4 年平均値とは、水域内測定地点の表層の平均値である。
5 ＊印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

表13　地下水質の状況（調査区分別総括表、環境基準超過の状況）

（１）地下水質調査機関別測定地点数総括表（概況調査）

調査種別	概況調査																			
調査機関	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		小計①	
測定地点数	2		35		9		15		7		5		12		8		5		98	
区分／項目	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
カドミウム	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
全シアン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
鉛	―	―	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	1	5	0	94	1
六価クロム	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
砒素	―	―	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	11	0	7	0	4	0	93	0
総水銀	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
アルキル水銀	―	―	35	0	―	―	15	0	7	0	5	0	―	―	8	0	5	0	75	0
ＰＣＢ	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
ジクロロメタン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
四塩化炭素	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
クロロエチレン	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	6	0	5	0	93	0
1,2-ジクロロエタン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	96	0
1,1-ジクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	5	0	5	0	92	0
1,2-ジクロロエチレン	―	―	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	7	0	5	0	93	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	5	0	5	0	92	0
1,1,2-トリクロロエタン	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	7	0	5	0	94	0
トリクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	5	0	5	0	92	0
テトラクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	5	0	5	0	92	0
1,3-ジクロロプロペン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
チウラム	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
シマジン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
チオベンカルブ	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
ベンゼン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
セレン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
硝酸･亜硝酸性窒素	2	0	34	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	96	0
ふっ素	1	0	35	0	9	1	15	0	7	0	5	0	10	1	8	0	3	0	93	2
ほう素	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	4	0	96	0
1,4-ジオキサン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	8	0	5	0	97	0
合計	2	0	35	0	9	1	15	0	7	0	5	0	12	1	8	1	5	0	98	3

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

（２）地下水質調査機関別測定地点数総括表（継続監視調査）

調査種別	継続監視調査																				合計	
調査機関	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		太子町		小計②		①+②	
測定地点数	2		26		5		11		2		7		27		8		4		7		97		195	
項目＼区分	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
鉛	1	0	―	―	1	1	―	―	―	―	―	―	13	0	6	0	―	―	―	―	21	1	115	2
砒素	2	1	―	―	2	2	6	6	―	―	―	―	15	4	4	0	2	1	―	―	31	14	124	14
四塩化炭素	―	―	1	0	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	1	0	98	0
クロロエチレン	―	―	21	0	2	0	―	―	2	1	7	1	21	1	6	1	―	―	―	―	59	4	152	4
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	7	0	―	―	2	0	―	―	―	―	9	0	105	0
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	―	―	21	0	2	0	1	0	2	0	7	0	21	0	8	0	―	―	―	―	62	0	154	0
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	―	―	21	2	2	0	1	0	2	0	7	1	21	2	6	1	―	―	―	―	60	6	153	6
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	―	―	21	0	―	―	―	―	2	0	7	0	2	0	8	0	―	―	5	0	45	0	137	0
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	―	―	―	―	―	―	―	―	2	0	7	0	3	0	4	0	―	―	―	―	16	0	110	0
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	―	―	21	3	2	1	1	0	2	0	7	3	21	0	8	1	―	―	7	0	69	8	161	8
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	―	―	21	3	2	1	1	1	2	0	7	2	21	2	8	1	―	―	7	0	69	10	161	10
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	0	0	97	0
硝酸･亜硝酸性窒素	―	―	5	3	―	―	4	1	―	―	―	―	2	1	2	0	―	―	―	―	13	5	109	5
ふっ素	―	―	―	―	3	3	―	―	―	―	―	―	19	8	―	―	4	2	―	―	26	13	119	15
ほう素	―	―	―	―	1	0	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	2	1	―	―	3	1	99	99
合計	2	1	26	11	5	8	11	8	2	1	7	7	26	18	8	4	4	4	7	0	97	62	192	65

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

（３）概況調査で令和４年度に新たに環境基準を超過した地点

市町名	地区名
神戸市	北区山田町
西宮市	二見町
加古川市	志方町上富木

（４）地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表①

	地区名	MESH番号	鉛		砒素		四塩化炭素		クロロエチレン		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n
神戸市	東灘区本山北町	0131			0.027	1/1																					1.9	1/1		
	垂水区舞子台	0381							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.011	0/1					0.002	0/1	0.042	1/1						
	中央区磯上通	0418	0.012	1/1					<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.007	0/1					0.03	1/1	0.0023	0/1						
	北区上津台	0517																									1.9	1/1		
	北区道場町	0529			0.039	1/1																					4.2	1/1	0.71	0/1
姫路市	飾東町豊国	0700																							15	1/1				
	飾東町大釜	0701																							2.8～4.3	0/2				
	山田町西山田	0741			0.014	1/1																								
	的形町的形	0969			0.015～0.022	2/2																								
	飾磨区西浜町一丁目	0975			0.028	1/1																								
	飾磨区西浜町二丁目	0975			0.035	1/1																								
	四郷町本郷	0989																							8.1～9.8	0/2				
	御国野町御着	0989			0.014	1/1																								
	伊伝居	1008											<0.01	0/2	<0.004	0/2					<0.001	0/2	0.025～0.027	2/2						
	夢前町菅生澗	1045																							5.9	0/1				
尼崎市	南塚口町	0146							0.0045	1/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	東塚口町	0147							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.007	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	0.001	0/1	0.0011	0/1						
明石市	大久保町	0607							<0.0002～0.0005	0/6	<0.0004	0/6	<0.01	0/6	<0.004～0.041	1/6	<0.0005	0/6	<0.0006	0/6	<0.001～0.031	1/6	<0.0005～0.56	2/6						
	魚住町	0635							0.023～0.038	2/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	0.38～0.47	2/2	0.0006～0.0008	0/2	<0.0006	0/2	1.0～1.6	2/2	15～18	2/2						
	藤江	3298							<0.0002	0/6	<0.0004	0/6	<0.01	0/6	<0.004～0.039	0/6	<0.0005	0/6	<0.0006	0/6	<0.001～0.19	2/6	<0.0005	0/6						
西宮市	荒戎町	0133	0.005	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.40	0/1		
	東町１丁目	0133			0.051～0.065	4/4																								
	鞍掛町	0133	<0.001	0/1	0.003	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.28	0/1		
	津門住江町	0133	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.18	0/1		
	津門大箇町	0134	<0.001	0/1	0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	0.0006	0/1			0.46	0/1		
	上鳴尾町	0134	<0.001	0/1	0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1			<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.48	0/1		
	中前田町	0143							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	屋敷町	0143	<0.001	0/1	0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.28	0/1		
	津田町	0143	<0.001	0/1	0.002	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.40	0/1		
	広田町	0144	0.002	0/1	0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.31	0/1		
	高畑町	0144																									1.1	1/1		
	大屋町	0144			0.12	1/1																								
	瓦林町	0144	0.003	0/1	0.051	1/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.58	0/1		
	西平町	0153	0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.08	0/1		
	高木東町	0154	0.002	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.0	1/1		
	下大市東町	0154							0.008～0.16	4/4			<0.01	0/4	0.065～0.31	4/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	0.003～0.007	0/4	0.0027～0.015	1/4			0.83	1/1		

（４）地下水質継続監視調査（汚染地区調査）結果総括表②

	地区名	MESH番号	鉛		砒素		四塩化炭素		クロロエチレン		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n
西宮市（つづき）	若山町	0154	0.001	0/1	0.068	1/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.0	1/1		
	門前町	0154	0.005	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.0	1/1		
	段上町２丁目	0164							<0.0002	0/4			<0.01	0/4	0.011～0.11	2/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001～0.004	0/4	0.0074～0.097	3/4						
	段上町３丁目	0164							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.3	1/1		
	生瀬町２丁目	0183							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.3	1/1		
	山口町金仙寺	0190							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1	15	1/1				
	山口町上山口１丁目	0499							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.94	1/1		
	山口町名来２丁目	0509							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1	8.8	0/1	0.45	0/1		
洲本市	五色町都志	3341																							<0.055	0/1				
	五色町鮎原	3343																							0.14	0/1				
芦屋市	茶屋之町	0132							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
伊丹市	昆陽	0165							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	昆陽北	0165							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	東野	0176					<0.0002	0/1	<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	下河原	0177							<0.0002	0/2			<0.01	0/2	<0.004	0/2	0.0042～0.045	0/2			<0.001	0/2	0.0009～0.01	0/2						
豊岡市	新田	2213			0.023	1/1																								
	幸町	2222	<0.001	0/1	<0.001	0/1																								
加古川市	平岡町土山	0635									<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.004	0/1	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005～0.0009	0/2						
	尾上町池田	0643	<0.001	0/2	<0.001～0.003	0/2			<0.0002	0/2			<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2						
	尾上町長田	0643	<0.001～0.001	0/2	<0.001～0.005	0/2			<0.0002～0.014	1/2			<0.01	0/2	<0.004～0.059	1/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001～0.087	1/2	<0.0005～0.075	1/2						
	野口町水足	0654	<0.001	0/2					<0.0002	0/2			<0.01	0/2	<0.004～0.004	0/1	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005	0/2	1.3～2.8	0/2				
宝塚市	仁川高台	0164			<0.001～0.025	1/2																					0.57～7.4	1/2	<0.05～4	1/2
	高松町	0174																									0.79	0/1		
	武庫山	0183																									3.9	1/1		
三木市	平井	0480							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.048	1/1	<0.0005	0/1			0.067	1/1	0.1	1/1						
	福井	0679							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.003	0/1						
高砂市	米田町塩市	0662																							12	1/1				
小野市	小野地区	0707							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.0005	0/1						
加西市	北条町北条	0753							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.014	0/1	<0.0005	0/1			0.002	0/1	0.0031	0/1						

（４）地下水質継続監視調査（汚染地区調査）結果総括表③

	地区名	MESH番号	鉛		砒素		四塩化炭素		クロロエチレン		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		1､2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	
南あわじ市	松帆	3599																							13	1/1					
宍粟市	山崎町須賀沢	1092							<0.0002	0/2			<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005～0.0006	0/2							
加東市	高岡	0746							<0.0002～0.0002	0/3			<0.01	0/3	<0.004～0.065	1/3	<0.0005	0/3			<0.001～0.023	1/3	0.0089～0.64	2/3							
たつの市	揖保川町新在家	0991							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.003	0/1							
	揖保川町正條	0991							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.0045	0/1							
	神岡町追分	1032																							12	1/1					
播磨町	野添北	0635							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.021	0/1	<0.0005	0/1			0.019	1/1	<0.0005	0/1							
市川町	美佐	2810							<0.0002	0/3			<0.01	0/3	<0.004	0/3	<0.0005	0/3			<0.001～0.001	0/3	<0.0005～0.0094	0/3							
太子町	沖代	0982																			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
	竹広	0983															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
	福地	0992															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
	老原	0992															<0.0005	0/1			<0.001	0/2	<0.0005	0/2							
	下阿曽	0992															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
	松ケ下	1003															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
合計				1/21		17/34		0/1		8/72		0/16		0/76		12/74		0/58		0/29		10/83		15/83		5/15		13/26		1/3	82/591

m:環境基準超過検体数 、n:検体数

＜参考＞

令和４年度継続監視調査実施市町（地区数）

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
5	10	2	3	24	2	1

伊丹市	豊岡市	加古川市	宝塚市	三木市	高砂市	小野市
4	2	4	3	2	1	1

加西市	南あわじ市	宍粟市	加東市	たつの市	播磨町	市川町
1	1	1	1	3	1	7

太子町
6

22 市町
79 地区

表14　ダイオキシン類調査結果（大気）

	大気中濃度(pg-TEQ／m^3)																	
	8月	2月	R4年度 年平均値	R3年度 年平均値	R2年度 年平均値	R1年度 年平均値	30年度 年平均値	29年度 年平均値	28年度 年平均値	27年度 年平均値	26年度 年平均値	25年度 年平均値	24年度 年平均値	23年度 年平均値	22年度 年平均値	21年度 年平均値	20年度 年平均値	19年度 年平均値
芦屋市 山手小学校　※1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.012	−	0.020	−	0.013	0.026	0.022
伊丹市 消防局　※2	−	−	−	−	−	−	−	−	0.018	0.027	0.015	0.14	0.095	0.063	0.036	0.013	0.024	0.061
宝塚市 よりあいひろば	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.016	−	0.015	−	0.023	0.020
川西市 市保健センター	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.014	−	0.014	−	0.022	0.024
三田市 市役所測定局	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.012	−	0.012	−	0.017	−	0.020
高砂市 市役所測定局	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.033	0.031	0.025	0.034	0.036	0.026	0.022	0.037	0.043
播磨町 町役場測定局	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.037	0.030
三木市 市役所	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.016	−	−	−	−	0.035	0.031
西脇市 西脇市役所　※3	−	−	−	−	−	−	−	−	0.015	−	0.015	0.014	0.017	0.017	0.024	0.013	0.020	0.025
たつの市 市役所測定局	−	−	−	−	0.013	−	0.016	−	0.020	−	0.020	0.032	0.025	0.023	0.025	0.024	0.030	0.031
赤穂市 市役所測定局	0.015	0.017	0.016	0.017	−	0.012	−	0.012	−	−	−	−	−	−	0.016	−	0.024	0.033
太子町 町役場測定局	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.026	−	−	0.036	0.035
宍粟市 山崎市民局	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.013	−	−	0.019	−	0.021
豊岡市 豊岡総合庁舎	−	−	−	−	−	0.0070	−	−	−	0.015	0.0067	0.0087	0.013	0.015	0.010	0.010	0.015	0.013
丹波市 柏原総合庁舎測定局	0.006	0.004	0.005	−	0.0075	−	−	0.0075	−	0.012	0.029	0.0088	0.010	0.010	0.0090	0.0096	0.013	0.011
洲本市 洲本総合庁舎	−	−	−	0.020	−	−	0.014	−	0.014	−	0.010	0.015	0.023	0.030	0.014	0.026	0.027	0.021
年平均値の平均値			0.0105	0.018	0.010	0.0095	0.015	0.0098	0.017	0.022	0.018	0.028	0.025	0.025	0.019	0.017	0.026	0.028

※1 平成13年度までは、山手小学校校舎建て替えのため朝日ヶ丘小学校で測定。

※2 平成13年度までは、伊丹市役所で測定。

※3 平成21年度までは、西脇市保健福祉公社（旧 西脇健康福祉事務所）で測定。

※4 兵庫県実施分のみ記載。

注1） 各異性体実測定量下限値：0.01～0.05 pg/m^3、検出下限値未満は検出下限値の1/2で算出。
毒性等価係数WHO-TEFは平成17年度まではTEF(1998)、平成18年度からはTEF(2006)を使用。

注2） 平成14年度からサンプリング期間が１週間となっている。

【参考】令和3年度　ダイオキシン全国環境調査結果（単位：pg-TEQ/m3）

環境媒体	最小値	最大値	平均値
大気（584地点）	0.0022	0.25	0.015

表15 ダイオキシン類調査結果(河川)

水域名	地点名	所在市町	ダイオキシン類	
			水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
洲本川	潮橋	洲本市	0.27	2.1
脇田橋	脇田橋	南あわじ市	0.36	2.6

表16　ダイオキシン類調査結果（海域）

水域名	地点名	ダイオキシン類	
		水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
播磨灘	大塩港内	0.33	33
播磨灘	飾磨港内１	0.14	20

【参考】

令和３年度　ダイオキシン全国環境調査結果(環境省及び国土交通省実施)

水質・底質のダイオキシン類濃度

環境媒体	最小値	最大値
公共用水域 水質　　（地点数 1,382)	0.012	3.1
公共用水域 底質　　（地点数 1,147)	0.058	430

（水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

1　環境基準等

(1)　大気の汚染に係る環境基準

（昭和 48 年5月環境庁告示第 25 号、ただし二酸化窒素については昭和 53 年7月告示、ベンゼン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月告示、ジクロロメタンについては平成13年4月告示、微小粒子状物質については平成 21 年9月告示、トリクロロエチレンについては平成 30 年 11 月告示）

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^3以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m^3以下であること。	1年平均値が0.13mg/m^3以下であること。	1年平均値が0.2mg/m^3以下であること。	1年平均値が0.15mg/m^3以下であること。	1年平均値が15μg/m^3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^3以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

［備考］1　浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm以下のものをいう。

2　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

3　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μmの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

（2） 水質汚濁に係る環境基準

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正令和3年 10 月7日環境省告示第 62 号）

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格65.2（規格65.2.2 及び65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長50mm の吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4 又は65.2.5 に定める方法による場合（規格65.の備考11 のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170－7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法

ふつ素	0.8 mg/L以下	規格34.1（規格34 の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、日本産業規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1c）（注⑵第三文及び規格34 の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

3　海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

ア　河川

a　河川（湖沼を除く。）

（ア）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	該当水域
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下	1　千種川上流（千種町室橋から上流） 2　岸田川上流（岸田川発電所放流水合流点より上流） 3　矢田川上流（秋岡橋より上流）
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	1　猪名川上流（箕面川合流点より上流） 2　武庫川上流（三田市大橋より上流） 3　加古川上流（篠山川合流点より上流） 4　市川上流（仁豊野橋より上流） 5　夢前川上流（蒲田橋より上流） 6　揖保川上流（林田川合流点より上流） 7　千種川下流（千種町室橋から下流） 8　円山川上流（出石川合流点より上流） 9　岸田川下流（岸田川発電所放流水合流点より下流） 10　矢田川下流（秋岡橋より下流） 11　竹野川（全域） 12　佐津川（全域）

B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100ml 以下	1　猪名川下流(1)（箕面川合流点より下流及び藻川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。） 2　神崎川（安威川、猪名川を除く神崎川） 3　武庫川中流（三田市大橋より仁川合流点まで） 4　明石川上流（伊川合流点より上流） 5　加古川下流（篠山川合流点より山陽線鉄橋まで） 6　加古川下流（山陽線鉄橋より下流） 7　市川下流（仁豊野橋より潮止えん堤まで） 8　夢前川下流（蒲田橋より潮止えん堤まで） 9　揖保川下流（林田川合流点より下流） 10　円山川下流（出石川合流点から港大橋まで） 11　志染川（呑吐ダム上流端から上流） 12　船場川上流（保城橋から上流）
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	ー	1　武庫川下流（仁川合流点より下流） 2　明石川下流（伊川合流点より下流） 3　伊川（伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流） 4　庄下川（本流全域） 5　昆陽川(本流全域） 6　夙川（本流全域） 7　船場川下流（保城橋から下流） 8　別府川(本流全域）
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	ー	1　猪名川下流(2)（藻川分岐点から藻川合流点まで） 2　喜瀬川（本流全域）
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	ー	1　福田川（本流全域） 2　谷八木川(本流全域）
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	

備考

1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

4　水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU／100ml 以下とする。

5　水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6　大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）

1　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全

2　水道 1 級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道 2 級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道 3 級　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水産 1 級　：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
　水産 2 級　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
　水産 3 級　：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水 1 級　：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水 2 級　：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水 3 級　：特殊の浄水操作を行うもの

5　環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（イ）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基　準　値		
		全　亜　鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

備考 1　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

b　湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖)

（ア）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU ／100ml 以下	－
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU ／100ml 以下	千苅水源池 (千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	－
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	－	－
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	

備考

1　水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

2　水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU／100ml 以下とする。

3　水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU／100ml 以下とする。

4　大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）
1　自然環境保全　：自然探勝等の環境の保全
2　水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2･3級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水産１級　：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級　：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
水産３級　：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4　工業用水１級　：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級　：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5　環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（イ）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 全窒素	基準値 全燐	該当水域
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苅水源池（千苅ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域） ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（令和7年度）全燐0.019 mg/L
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6（規格45の備考３を除く。２イにおいて同じ。）に定める方法	規格46.3（規格46の備考９を除く。２イにおいて同じ。）に定める方法	

備考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）
1　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
2　水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が

可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3　水産１種　:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用

水産２種　:ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用

水産３種　:コイ、フナ等の水産生物用

4　環境保全　:国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（ウ）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

（エ）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法

備考　1　基準値は、日間平均値とする。

2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

イ 海域

（ア）

項目＼類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	該当水域
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100ml以下※	検出されないこと。	大阪湾(3)～(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部 淡路島西部･南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	―	検出されないこと。	大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	―	―	大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)～(10)
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10 に掲げる方法	付表14に掲げる方法	

備考　1　自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

※環境省告示では 300 CFU/100ml 以下と規定

2　アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L）10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mlとアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2＋1）0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$COD(O_2\ mg/L) = 0.08 \times [(b)-(a)] \times f\ Na_2S_2O_3 \times 1000/50$

（a）： チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L）の滴定値（ml）

（b）： 蒸留水について行った空試験値（ml）

$f\ Na_2S_2O_3$： チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L）の力価

3　大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

（注）　1　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全

2　水産 1 級　：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級　：ボラ、ノリ等の水産生物用

3　環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（イ）

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	－
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾（ハ） 播磨灘北西部 播磨海域 （ニ） 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾（ロ） 播磨海域 （イ）（ロ）（ハ）
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾（イ）
測 定 方 法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考　1　基準値は、年間平均値とする。
　　　2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）
1　自然環境保全　　：自然探勝等の環境保全
2　水産 1 種　　　　：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　水産 2 種　　　　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
　水産 3 種　　　　：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

（ウ）

項目 / 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

（エ）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基　準　値 底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0㎎/L 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0㎎/L 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0㎎/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法

備考　1　基準値は、日間平均値とする。
　　　2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

⑶ 瀬戸内海（兵庫県）の海域における望ましい栄養塩類の濃度
（令和元年 10 月 25 日兵庫県告示第 513 号）

項目 類型	全窒素	全りん	該当水域
Ⅱ	0.2～0.3mg/L	0.02～0.03mg/L	大阪湾（ハ） 播磨灘北西部 播磨海域（ニ） 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	0.2～0.6mg/L	0.02～0.05mg/L	大阪湾（ロ） 播磨海域（イ）（ロ）（ハ）
Ⅳ	0.2～1mg/L	0.02～0.09mg/L	大阪湾（イ）

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正令和3年 10 月7日環境省告示第 63 号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2−ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1−ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2−ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1−トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2−トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3−ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4−ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2−ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(5)　土壌の汚染に係る環境基準

（平成３年８月23日環境庁告示第46号、最終改正令和２年４月２日環境省告示第44号）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液１Ｌにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米１kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液１Ｌにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液１Ｌにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液１Ｌにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌１kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液１Ｌにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液１Ｌにつき１mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液１Ｌにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液１Ｌにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液１Ｌにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液１Ｌにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液１Ｌにつき１mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液１Ｌにつき0.05mg以下であること。

備考

１　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

２　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び１mgを超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び３mgとする。

３　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

４　有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

５　１，２－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(6) 騒音に係る環境基準

（平成 10 年9月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正令和2年3月 30 日環境省告示第 35 号）

<table>
<tr><td rowspan="2">地域の
類 型</td><td colspan="2">基 準 値</td><td rowspan="2">各類型を当てはめる地域</td></tr>
<tr><td>昼間</td><td>夜間</td></tr>
<tr><td>AA</td><td>50デシベル以下</td><td>40デシベル以下</td><td rowspan="3">都道府県知事が指定する地域
（市の区域内は、市長が指定）</td></tr>
<tr><td>A及びB</td><td>55デシベル以下</td><td>45デシベル以下</td></tr>
<tr><td>C</td><td>60デシベル以下</td><td>50デシベル以下</td></tr>
</table>

（注） 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

<table>
<tr><td rowspan="2">地 域 の 区 分</td><td colspan="2">基 準 値</td></tr>
<tr><td>昼間</td><td>夜間</td></tr>
<tr><td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>60デシベル以下</td><td>55デシベル以下</td></tr>
<tr><td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td><td>65デシベル以下</td><td>60デシベル以下</td></tr>
</table>

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

<table>
<tr><td colspan="2">基 準 値</td></tr>
<tr><td>昼間</td><td>夜間</td></tr>
<tr><td>70デシベル以下</td><td>65デシベル以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。</td></tr>
</table>

＊ 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

（7） 自動車騒音に係る要請限度

（平成 12 年3月2日総理府令第 15 号、最終改正令和2年3月 30 日環境省令第9号）

	時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考　a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

1　a区域　　専ら住居の用に供される区域

2　b区域　　主として住居の用に供される区域

3　c区域　　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

(8)　道路交通振動に係る要請限度

（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号（振動規制法施行規則別表第2））

時間の区分 / 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考

第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

1　第1種区域　　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

2　第2種区域　　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(9)　航空機騒音に係る環境基準

（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号、最終改正令和2年3月 30 日環境省告示第 35 号）

地　域　の　類　型		基　準　値
Ⅰ	専ら住居の用に供される地域	57デシベル以下
Ⅱ	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62デシベル以下

※参考　平成 25 年 3 月 31 日まで

地　域　の　類　型		基　準　値（単位WECPNL）
Ⅰ	専ら住居の用に供される地域	70以下
Ⅱ	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

(10)　新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和 50 年7月 29 日環境庁告示第 46 号、最終改正平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号）

地域の類型		基準値
Ⅰ	主として住居の用に供される地域	70 デシベル以下
Ⅱ	商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 デシベル以下

（11） ダイオキシン類に係る環境基準

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正令和4年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）

媒　体	基 準 値	測　　定　　方　　法
大 気	0.6pg－TEQ／m^3以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 （水底の底質を除く。）	1pg－TEQ／L以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg－TEQ／g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　壌	1,000pg－TEQ／g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考 １　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。 ２　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 ３　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 ４　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ／g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ／g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

（注）１　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

２　水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

３　水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

４　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

（参考）

用語解説

1　環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である。

「環境基本法」に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音について環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

2　大気汚染、自動車公害関係

（１）　大気汚染に係る環境基準の長期的評価、短期的評価

①長期的評価：環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間98%値、２%除外値がある。

②短期的評価：環境基準値と１時間値又は１日平均値とを比較して評価する。

（２）　二酸化硫黄（SO_2）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。硫黄酸化物のうち二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨原因物質である。

（３）　二酸化窒素　（NO_2）

窒素酸化物（NOx）は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素（N）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素（O）と結合して、一酸化窒素（NO）が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるため、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO_2）となる。

（４）　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ：Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μｍ（マイクロメートル）以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ一次粒子と、排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する二次生成粒子として分類される。

（５）　微小粒子状物質（$PM_{2.5}$：Particulate Matter 2.5）

大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μｍ（マイクロメートル）以下のものをいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

（６）　光化学オキシダント（Ｏｘ）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

（７）　一酸化炭素（ＣＯ）

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体である。自動車の排気ガスに含まれて大気中へ排出される。

（８） 有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義しており、ベンゼンなど23の物質が優先取組物質とされている。

（９） ベンゼン

ベンゼンは、化学工業製品の合成原料、溶剤、抽出剤等広い用途がある。また、ガソリン中にも含まれる。人に対して発ガン性を示す物質と評価されており、白血病を起こすと考えられている。主な発生源は、ベンゼンの製造施設、使用施設、保管施設の他に、コークス炉、自動車等である。

(10) トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、金属機械部品の脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等との関連性が報告されている。主な発生源は、トリクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設 のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(11) テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤として用いられるとともに、プラスチック等の脱脂洗浄剤、一般溶剤のほか、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等発がん性が示唆されている。主な発生源はテトラクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(12) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤など広い用途がある。人に対する発がん性については、可能性を完全には除去できないが、可能性は小さいとされている。非発がん影響としては、中枢神経に対する麻酔作用がある。

(13) 酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込んだとみられるｐＨの低い（酸性度の強い）雨のこと。酸性雨により、湖沼や河川の酸性化、森林への影響などが懸念されている。

(14) アスベスト

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれ、天然に産する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称。代表的なものとしてはクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）がある。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫があるが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障害は発生しないとされている。

(15) 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づく環境省令で定める自動車騒音・振動の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置を執るべきことを要請できる。

(16) ＷＥＣＰＮＬ（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level）

航空機騒音の大きさをあらわす単位（いわゆる「うるささ指数」）。航空機騒音のピークレベルのパワー平均値と時間帯別の航空機の機数を基にして算出される。例えば夜間時間帯の航空機の機数は、昼間の10倍の重み付けをして算出される。

(17) L_{den}（エルデン）

航空機騒音の大きさをあらわす単位。騒音の総暴露量をエネルギー積分により評価する。（ＷＥＣＰＮＬでは騒音継続時間を20秒と仮定して算出していたが、実際の継続時間による積分算出に変更。）1回の騒音に対する暴露量に、夕方は５dB、夜間は10dBを加え、1日のエネルギーを加算し求めた総騒音暴露量を24時間で平均したもの。

（18） ｄＢ（デシベル）
音や振動の大きさの単位で、測定した音（振動）のエネルギーの量を基準となるエネルギー量で除したものの対数で表される。エネルギー量が2倍になれば3ｄＢ、10倍になれば10ｄＢ、100倍になれば20ｄＢ増加する。

３ 水質汚濁関係

（１） 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ:Biochemical Oxygen Demand）
河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要となる酸素量を mg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

（２） 化学的酸素要求量（ＣＯＤ:Chemical Oxygen Demand）
海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

（３） 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や家畜の糞尿、工場廃水に含まれる窒素が、環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。

（４） 全窒素、全燐
全窒素とは無機態窒素及び有機態窒素の総量、全燐とは無機態燐及び有機態燐の総量をいう。窒素及び燐は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域等の生態系維持に必要な元素で、海域等の生態系のバランスの維持にあたり必要な一要素であると考えられている。

（５） 豊かな生態系を確保する上で望ましい濃度
瀬戸内海では、高度経済成長期に工場や家庭からの排水によって海域の富栄養化が進行し、赤潮が頻発したことで、漁業・養殖業が大きな被害を受けてきたが、水質汚濁防止法等による対策が進められた結果、陸域からの栄養塩類の流入が減少し、赤潮の発生も減少してきた。しかし、1990年代後半から海域の窒素やりんの濃度が低下し、養殖ノリの色落ち被害だけでなく、漁獲量の減少につながっている可能性が指摘されている。
このような状況を踏まえ、兵庫県では令和元（2019）年10月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、全国で初めて海水中の全窒素及び全りんの濃度の水質目標値（下限値）を設定し、豊かな生態系を確保する上で望ましい濃度として瀬戸内海の全窒素・全りん濃度が水質目標値（下限値）と環境基準との間で適切な濃度となるよう、毎年度目標管理を行うこととした。

４ ダイオキシン類関係

（１） ダイオキシン類
ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)という化学物質をあわせたものを「ダイオキシン類」と呼ぶ。
これらは、炭素(C)、水素(H)、塩素(Cl)からできており、それぞれの分子の結合の仕方によって、多くの異性体が存在する。このうち、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが最も毒性が強い。

（２） 毒性等量（ＴＥＱ：Toxicity Equivalency Quantity）
ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体毎に毒性が大きく異なるため、最も毒性の強いダイオキシン（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）の毒性を１とし、各異性体の毒性等価係数（TEF:Toxicity Equivalency Factor）に各異性体の濃度をかけて表したもの。